

令和6年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日	令和6年9月3日							
招集場所	野洲市役所議場							
出席議員	1番	村田	弘行	2番	小菅	康子		
	3番	田中	陽介	4番	山本	剛		
	5番	木下	伸一	6番	津村	俊二		
	7番	石川	恵美	8番	服部	嘉雄		
	9番	奥山文市郎		10番	益川	教智		
	11番	東郷	克己	12番	山崎	敦志		
	13番	山崎	有子	14番	稻垣	誠亮		
	15番	荒川	泰宏	16番	橋	俊明		
	17番	岩井智恵子		18番	鈴木	市朗		
欠席議員	なし							

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木	進	副市長	佐野	博之
教育長	北脇	泰久	病院事業管理者	前川	聰
政策調整部長	布施	篤志	総務部長	川尻	康治
市民部長	中塚	誠治	健康福祉部長	井出	徹哉
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩	昭彦	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井	文昭
都市建設部長	岡崎	慎一	環境経済部長	西村	拓巳
教育部長	田中	明美	上下水道事業所長	飯田	貴史
政策調整部次長	小池	秀明	総務部次長	井狩	勝
総務課長	山本	定亮			

出席した事務局職員の氏名

事務局長	北脇	康久	事務局次長	辻	昭典
書記	赤坂	悦男	書記	辻	義幸

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第57号から議第83号まで一括上程

(令和5年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他26件)

質疑

第3 議第82号及び議第83号

(野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めるについて 他1件)

討論、採決

第4 議第57号から議第66号まで

(令和5年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他9件)

決算特別委員会付託

第5 議第67号から議第81号まで

(令和6年度野洲市一般会計補正予算(第3号) 他14件)

常任委員会付託

第6 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(山本 剛) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

次に、去る8月27日に決算特別委員会が開催され、正副委員長の互選結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

決算特別委員会委員長に、第11番、東郷克己議員、副委員長に第15番、荒川泰宏議員。

以上のとおりであります。

(日程第1)

○議長（山本 剛）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第17番、岩井智恵子議員、第18番、鈴木市朗議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（山本 剛）　日程第2、議第57号から議第83号まで「令和5年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について」他26件を一括議題といたします。

これより質疑に移ります。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、第10番、益川教智議員。

○10番（益川教智議員）　改めまして、皆さん、おはようございます。第10番、益川教智です。

それでは、議第66号「令和5年度野洲市病院事業会計決算の認定について」質疑いたします。

現在、本市では新病院整備に向けて準備が進められております。近隣の大病院と地域の開業医を結ぶ中核病院としての市立病院の存在というものは大変重要であります。持続可能な地域医療の維持、これには健全経営による病院運営ということが必要となります。

そこでお伺いいたします。

1問目、令和5年度の病棟ごとの目標値及び稼働率、すみません、現状の稼働率とあと目標値ということでご理解いただきたいと思います。

2点目、病院の経営管理の指標として人件費比率というものがあります。一般的にはこの病院の安定的な経営のためには、大体60%ほどまで抑えるということが必要だということが言われています。65%を超えてくると、病院経営として非常に危険な水準にあるとされておりますが、令和5年度の市立野洲病院の人件費比率についてお伺いいたします。

また、3点目です。同様に経営管理の指標の1つとして委託費比率というものがあります。こちらは医療事務、または検査等について外部に委託する費用などが含まれております。

ですが、これは隠れ人件費とも言われているものであります。令和5年度の委託費比率についてお伺いいたします。

4点目、令和5年度の医業収益が予算と比べて約3億5,000万円、また昨年と比べましても、約1億5,000万円と大きく落ち込んでおりますが、その原因についてお伺いいたします。

以上4点です。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聰） 皆様、おはようございます。病院事業管理者の前川でございます。

それでは、益川議員の1点目のご質問からお答えを申し上げます。

令和5年度病棟ごとの病床稼働率についてですけれども、当初予算編成の計画値を目標値としてお答えしますと、4階病棟、一般急性期病棟ですけれども、60%の目標に対しで68.8%の実績、西3階病棟、障がい者等病棟ですけれども、当初60%の目標値に対して27.5%の実績、3階病棟、地域包括病棟は76%の目標に対して70.1%の実績、5階病棟、回復リハビリ病棟ですけれども、85%の目標に対して85.3%の実績がありました。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

令和5年度の人件費比率は75.5%でした。

次に、3点目のご質問にお答えいたします。

令和5年度の委託費比率は11.1%でした。

最後に4点目のご質問にお答えします。

令和5年度決算上の医業収益が前年度に比べて減少した原因について申し上げますと、入院収益で約4,400万、外来収益で約6,900万、一般会計からの繰出金で約2,200万、介護関係収益で約2,000万のマイナスとなったためです。

それぞれの主な原因を申し上げます。まず、入院収益についてですが、入院患者数は約4万3,000人と、令和4年度より約12%伸び、また、急性期病棟等での診療単価もおおむね前年度並みであったことから、医療のアクティビティーとしては向上した年度であったと評価しています。ただし、コロナのアウトブレークが収まり、極めて高単価であったコロナ入院が大きく減少したことや、神経難病患者の受入れを見込んで試行を開始した障がい者病棟の診療単価が低調であったこと等から、病院全体の1人1日当たりの診療

単価が令和4年度との比較において低下したため、入院全体の診療報酬稼働額自体は、令和4年度と比較してもあまり伸びず、僅かなプラスにとどまったところです。そして、この当該年度の診療報酬稼働額に追加される前年度のコロナ公費負担医療給付の額が、令和5年度決算に反映される令和4年度分と、令和4年度決算に反映される令和3年度分で約4,000万円程度減少したことなどの差引きにより、入院医療自体のアクティビティーは向上したにもかかわらず、決算上の数値についてはマイナスになったということです。

外来収益についても、近く、主にはコロナアウトブレーカの収束によって単価の高い発熱外来患者数が減少したこと、一般会計繰出金については、令和4年度までは医業収益として受けていたリハビリテーション医療に係る一般会計繰出金を医療外収益に振り替えて受けるように改めたこと、介護関係収益については、実働する介護職員の退職に伴って居宅介護支援事業所の収入が減少したこと、以上のようなことによるものであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） では、再質問をさせていただきます。

病棟ごとの稼働率、また目標値についてお答えいただきましたが、目標値の設定として、それぞれ60、60、70、85でしたか、言つていただきましたが、例えば直近の経営改善に係るプランなどでは、目標値として令和5年度で急性期病棟85%、地括90%、回りハ90%、維持期病棟に関しては95%、全体として89.5%という数値を示しておられますが、そこと比べますと、明らかに低い数字となっておりますが、その点についての原因、また、今お答えいただいた目標値をなぜその数字でおっしゃったのかを、その理由を教えていただけますか。対外的に出しているこういう目標というものと、今言っていただいたものが大きく乖離しておりますので、その点についてお答えいただければと思います。

あと人件費比率が75.5%で、委託費比率が11.5%ということでありました。委託費に関しては、これが全て隠れ人件費と言えるものなのかというところに関しては、議論があるんでしょうが、これを合わせますと80%以上という極めて高い、合わせた数字になっております。この令和4年度において、令和4年度中にこの人件費比率の改善に向けた取り組みなどをしておられたならば、教えていただけますか。

もう一点、決算書の中で、年度途中の整形外科医の退職が影響したとされていますが、この退職というものは予見できなかつたんでしょうか。

以上、再質問させていただきます。

○議長（山本 剛） 暫時休憩いたします。

（午前9時11分 休憩）

（午前9時12分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聰） 益川議員からいただいた再質問について、1点目の目標値、そして2点目の委託費等については、病院事業部長より、答弁させていただきます。

○議長（山本 剛） 駒井部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 議員の皆様、おはようございます。事務部長の駒井でございます。

益川議員からの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、先ほど前川管理者のほうからご答弁されました目標値と、経営改革プランを指しておられるんだろうと思いますが、そこに掲げる目標値が大きく乖離していることの理由についてでございますが、まず経営改革プランにつきましては、目標達成年度を令和9年度末と定めた計画でございます。ご理解いただいているとおり、令和9年3月に新病院が開院いたしますので、いわゆる新病院におけるスペックの見込みを計画として定めてございます。

そして、なぜ、先ほど、管理者のほうからご答弁された60、60、76、85という計画を予算上に設定したのかということでございますが、これは前年、あるいは前々年度の実績に少し高みを望んで設定したものでございますが、今の病院施設ではドクター、医師ですね、医師の確保が極めて困難な状況でございます。新しい病院にならなければ医師の確保、あるいは、ひいてはこれが入院患者の確保につながるわけでございますけども、そういうものが不可能なわけでございますから、やむなく、今の古い施設で奮闘する中ではございますが、低い計画設定になったというところでございます。

次でございますが、委託費比率の内容等を少しご紹介させていただきたいと思います。決算書には上がっていませんけども、申し上げたいと思いますが、委託費に上げております主な委託内容でございますが、あくまで令和5年度の実績でゆっくり申し上げたいと思います。

まず、全体の委託費用の額は約3億89万5,000円でございました。順番に大きな

ものを申し上げますと、一番大きなものは給食の委託でございます。これが令和5年度、7, 640万6, 000円。次は検査委託でございます。外部に出しておる部分がございますので、その検査委託が2, 840万5, 000円。次、清掃委託でございます。これは院内の清掃でございますが、2, 140万円でございます。次に、医療廃棄物を含め、廃棄物の処理委託でございますが、これが1, 739万8, 000円でございます。そして、医師等職員の派遣の委託、いわゆる派遣職員に係る委託費でございますが、これが6, 613万3, 000円。あと、看護師の紹介センターに手数料を払ってございます。こちらにつきましては、653万8, 000円というような内容になっておるわけでございます。

公立病院経営改革プランでも、民間業務委託については積極的に推進するべきという形になってございます。極めて人材確保が厳しい中でございます。これは当院だけではないんですけども、厳しい状況の中で、可能なところに関しては、民間の委託のお力を借りていくという考え方でございます。

それと、令和4年度の人件費比率改善に向けた取り組みが、令和5年度ですか、何をしたのかということでございます。確かに人件費比率につきましては、大きく上昇しております。益川議員おっしゃった、私も統計として手持ちしておりますが、少しデータは古うございますけども、100床から200床程度のケアミックス病院の人件費比率、黒字病院と言われる病院については、ご指摘のとおり、60%が適切であるとされております。ただ65%を超えると危険というふうにおっしゃったわけですが、そういったところについては、議員の私見かと存じますので、危険ということについては、認識はいたしておりません。

その人件費比率といいますのは、分母が医業収益になりますものですから、そのあたり、必ずしも人件費の実額で左右されるものではないという仕組みになってございます。

余談はそんなものにさせていただきまして、人件費比率改善に向けた取り組みというところでございます。今申し上げましたように、可能なところに関しては業務委託に出すなど、そういったところについて枠を広げていく考え方をしておりますので、データ、統計上は持ち合わせておりませんけれども、そういった取り組みをさせていただきました。

ちょっと人件費の中身なんですかけれども、パネル使ってよろしいですか。今日はよく分かりやすいように、執行部では多分初めてになると思います。こういったものを持ってまいりました。失礼します。ありがとうございます。ご覧いただいておりますのが、令和4

年と令和5年の医業費用の増減を横棒グラフにしたものでございます。ちょうどこのポイントが、ここがゼロ、プラスマイナスゼロのところです。ご覧いただきますように、医業費用、こちらに伸びるとよくないんですけども、医業費用が、今年は、令和5年度は令和4年度に比べて1億9,436万6,000円、約2億円増えておるわけでございます。先ほど申し上げておりました人件費についてでございますが、この一番上の段がその明細になってございます。

まず、人件費については、看護師の給与が1,049万9,574円、令和4年度に比べて増えているわけですね。その下、医療技術員やセラピスト、検査技師等々でございますけども、そういう職員の給与が1,920万2,239円、約2,000万伸びている。その下が看護師の手当と医療技術員の手当になるんですけども、2つ合わせまして約3,000万円伸びているわけですね。これはようけ伸びているやないかという形になるんですけども、これ、新病院に向けての、いわゆる投資なんです。看護師に関しては、またこれは別の場所でご質問いただくのかもわかりませんが、新病院に向けては約115人から120人の間、これは正職換算ですけども、それを確保しなきゃならない。でないと、新しい病院できちつとした医療が、まさに収益を保った状態でできないわけでございますから、先ほど、ご説明させていただいた、高い稼働率を想定して、高い稼働率を維持するためには看護師も当然増やしていくかんとあかんわけでございますので、そのための投資を今、この古い建物で、急には、にわかにはスペックが上がらない、この病院の内から始めているということでございます。ですから、キャッシュは相当額保有しておりますので、そこに助けられて、今から人件費を意図的にこれは増やしていると。戦略的に新病院に向けて増やしているというのが、令和5年度の状況であるという形でご理解をいただきたいと思うところでございます。

それと、増えていますのが、今、説明を途中で止めましたけれども、会計年度の職員給と会計年度職員の手当でございます。これは何かといいますと、いわゆるまさに会計年度なんですけども、先生方が65歳の定年で正職員でなくなられた後、ありがたいことに何人かの先生、令和5年度は会計年度任用職員として当院にとどまっていたことが何人かかかったということがございます。当然、そういうところについては、正職から非正規には変わるわけでございますけども、そういう先生が複数名おられたことで、会計年度職員給、あるいは会計年度の職員手当が増えているということが言えるというふうに考えております。

当然、人件費は、余計と言ったら失礼ですけれども、戦略上、経営上、職員の採用、ドクターの採用なんかについては、きちっと戦略的にやっていく必要がございますし、そのように我々事務方としては、きちっと必要な先生、それも若くて動きのよい、動きのよいと言ったら変な言い方になりますけども、どんな、当直とか、そういったハードな医療も対応いただけ、そういう先生ができるだけたくさん採用したいというふうに考えていくところなんんですけど、なかなかそうもいかないところがあります。会計年度任用職員として、比較的単価の高いマネジメントのお仕事をなさるクラスの先生も複数名着任されたというようなこと也有って、この会計年度の職員給、手当が、そういった要因もあって、上がったということでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 報道関係者が来られましたので、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聰） 整形外科医の減少が予期できなかつたかどうかという点について、私のほうから答弁をさせていただきます。

議員の皆様方も情報はご存じかもしれません、令和4年度の、私は9月に病院事業管理者に就任いたしましたが、その9月に滋賀医大の整形外科のほうから、令和4年度末で医局の事情で整形外科医を引き上げるという通告が福山院長のところにきました。それで、私は慌てて医大に飛んでいって、今井教授にお願いをいたしました。その結果、実際には、2人の常勤の体制から5月に1人辞められて、次に10月の段階で、そこまでは延長をいたしました。そのときの今井教授からの医師を派遣する条件というのが、現在進行しております新病院の移転の事業が順調に進むことが前提で、それがなければ、その段階で整形外科医は送れないという話を伺いました。

それで、議員の皆様ご存じのように、場所が決まり、そして順調に、公告をしたわけですから、それを受けて、9月末で退職予定の先生の代わりの交代の先生が、またこの3月まで続いて派遣をいただいた状態です。そして、この4月には野洲市が滋賀医大と共同研究講座を結ぶことで、整形の先生が2名来たという状況で、整形外科に関しては、議員が言われたように、非常に綱渡りをしながらですけれども、野洲病院において、整形外科というのリハビリも含めて、非常に中心的な役割をする診療科ですので、滋賀医大の協力も得ながら運営しているという現状でございます。

以上、経緯についてご説明をさせていただきました。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 大変丁寧なご説明、ありがとうございました。

再々質問いたします。

経営強化プランに関しては、令和9年度を目標とするものだということをおっしゃいましたが、ここでの説明では、「収入経費等に係る具体的な指標として以下の指標を掲げます。実現可能性を有するものとして、収支計画とも一定の整合性を図ったものです」と書かれています。これが策定されているのが令和6年2月です。にもかかわらず、今、最初にご答弁いただいたような実情、また目標値の修正等というのが、私はちょっと理解に苦しむところがあるんですが、この点について、改めて、病院事業管理者のお考えをお伺いします。

また、今、事務部長から、この業務の効率化という観点で、私の聞き方というか、認識が間違っていたら、また答弁のほうで修正いただきたいんですが、人件費に当たるものと委託費に回して人件費比率を下げるんだというようなことをおっしゃったように聞こえました。私は最初に、委託費比率というのは、隠れ人件費比率とも言われるもので、併せて下げる必要があるという趣旨のもと、質問させていただいている。だから、人件費比率というものをただ単にそれを下げるというわけではなくて、実際にそこにかかっているものを下げなければいけないんじゃないですかという趣旨でお尋ねしているんですが、その観点で、また改めてお答えいただけますか。

最後、もう一点、前川先生のほうから整形の人事についてお答えいただきましたが、今のお答えですと、医局人事によって、この野洲市の新病院整備の方向性が決まるということを言ったのと変わらないと思うんですが、その点をもう一回、説明いただけますか。

以上です。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聰） まず1点目の病院経営についてのお話をさせていただきたいと思いますが、市立化された令和元年度から令和5年度までの医業収益を見てみると、大体27億円ぐらいになります。一過性に、令和4年度がコロナのことがあって1億5,000増えている状態であります。何を言いたいのかというと、先ほど事務部長からも言いましたけれども、現在野洲病院にいて入院患者を担当できる医者が10名弱であります。1人の医者が10名の患者を持っても100名しか診れません。病棟は199あり

ます。全員が10人持つても半分しかできない。これは何を意味するかというと、今の古くて、地域で、古い病院に若い医者、あるいは医師の派遣というのができない現状があります。これは福山病院長も多分努力されましたけど、私も努力しましたが、増えません。先ほど、最後のほうで医局人事というわけでは、これはなくて、医師を病院に派遣してもらうための条件として病院整備が必要であると、これは多分前の市長のときからその方向で移転、あるいは市民病院を維持するという判断をされたんだと僕は理解しております。

ということは、現状では、開院まではこの赤字は持続すると。幸いコロナの補助金があってキャッシュフローは、そこまでは十分もつことは確信されておりますが、かといって、安心するわけではなくて、先ほど事務部長がお話ししたように、投資して前もってできるものについては、準備をしておる現状であります。ですので、計画上、確かに先ほど言つた、開院時のことを見据えながら、現状を踏まえた計画をつくっているというのが現状であります。

私からは以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 私のほうからは、人件費比率、委託費比率、そのトータルを下げよとご指南いただいている点に関して申し上げたいと思います。

まず、人件費比率を無理やり下げるために、委託に振り替えているということではないです。できるだけ委託のほうが効率的であるのであれば、もちろんむしろ多少単価が高くなつても、やはり餅は餅屋ということでございますので、委託に出すこと、これは当然企業経営を考える上では、当たり前のことかなというふうに思うんですけども、そういう考え方でやつてることになる。

ちょっとよくご理解いただきたいんですけども、委託費比率も人件費比率も比率ですから、パーセンテージですから、分子、分母があるんですね。分子を下げる、いわゆる実額を下げる、それも大事なんですね。無駄なものがあれば、それは落としていいかなきやならないんですけども、大事なことは、分母の医業収益、これを上げることが本当は大事なんです。今の益川議員の合計を下げなあかんやないかと、いわゆる委託費と人件費の合計を下げなあかんやないかというこの考え方は、まさに我が国が失われた30年、国民の所得を増やす、余計なことは言いませんけれども、それと同じ政策ですね。これはとんでもない政策だと私は思うわけです。当然、無駄な経費は私の思いとしては、1円たりとも認めたくない。だから、本来ですと、職員の増員も本当にプラスになるよう

な、これは別に医師だけじゃなくて、職員を増やしていきたいというように思っています。

申し上げましたように、新病院においては、とにかく医業収益が、今、前川先生がおっしゃったように、今、うちの病院で収益が上がらない最たる要因は、医師が少ないんですよ。御上会のときには20人いたわけですね。199床で20人、いい具合に、いはったわけですけれども、何やかやありますて、今の数になってしまっているわけです。何があったかは、もう皆さんのはうがよくご存じ、益川議員のはうがよくよくご存じかもわかりませんけど。

とにかく、医業収益を増やして、経済のパイを大きくしていく、そういう企業経営を公営企業ですが、やっていきたい。それが新病院に向けた経営のベクトルでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 次に、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介議員） 皆さん、おはようございます。第3番、田中陽介です。

それでは、議第67号「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第3号）」について議案質疑を行います。

令和6年度野洲市一般会計補正予算（第3号）のうち、市制施行20周年記念式典に係る経費の増額169万9,000円について質疑いたします。

野洲市制施行20周年の事業に関しましては、当初予算の段階で約300万円の予算が組まれておりました。これは、花火大会やオクトーバーフェストに市が出して補助金に近しいボリュームの額であります。予算の段階では、内容がはっきり決まっていないということで、しっかり市民の皆さんとともに、次につながるようなものにしてくださいといふうに意見しております、了解の答弁をいただいていたように感じております。

しかしながら、今回の増額に伴い、全員協議会で受けた説明におきましては、プロポーザルをして決まったエフエム滋賀さんにはほぼ全て丸投げというものがありました。さらに、直近で企業から頂いた寄附金をこの事業にさらに100万円増額するというのが、今回の補正予算であります。

そこで、考え方や進め方を含め、この予算の内容を問います。

1つ目、本市におけるまちづくりの考え方は一体どういうものなのかということを伺います。

2つ目、この事業を市職員や市民でつくる場合と、業者に丸投げする場合との意味合いの違いを伺います。

3つ目、市が言う、次世代につながる式典、事業というのはどのようなものかを伺います。

4番目、仕様書に書いてあるんですけれども、このアトラクションというところにある「広く市民が参加できる」、この「広く市民が参加できる」というのはどういう意味合いをもって書いてあるのかということを伺います。

そして、5番目、今時点、仕様書以外で業者、エフエム滋賀さんに対して具体的にどのような要求を出しているのかを伺います。

そして、6番目、今回追加される100万円の寄附金については、どのように使われる予定で上げておられるかを伺います。

以上6点、総括で伺います。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 議員の皆さん、改めまして、おはようございます。

田中議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

本市におけるまちづくりの考え方についてのご質問にお答えをいたします。本市におけるまちづくりとは、市民を中心として、行政や事業者、自治会等の様々な主体が果たすべき責任や役割を認識し、それぞれの主体性や個性を生かしながら、お互いを尊重し、信頼し、協力し合う協働によるまちづくりであると考えております。以上が1点目のお答えといたします。

この後、通告いただいております2点目から6点目につきましてのご質問は、政策調整部長より答弁をさせます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、委任をいただきました2点目以降につきまして、私のほうからご回答させていただきたいと思います。

まず、2点目でございます。

この事業を市と市民でつくる場合と、「業者に丸投げ」とおっしゃいましたけれども、する場合の意味合いの違いはというご質問でございますが、3月22日に全員協議会でご報告を申し上げております20周年記念事業につきましては、今年度1年間を通して、20周年を祝う記念式典、そして盛り上げる冠事業、発信する広報事業、この3本の柱で実施をしようとするものでございます。

このうち、ご質問いただいております記念式典につきましては、市制施行20周年の節目を市民と共に祝い、またこれまでの本市を築き上げてこられた方々への敬意を表しまして、その功績をこれからまちづくりを担う次世代への継承につなげる契機となるよう、市が責任を持って挙行するというような考え方でございます。

実施方法につきましては、式典の運営進行等について、多くの実績とノウハウを有する事業者の力を生かしたいと考えることから、委託方式によって実施をするというものでございます。

次に、3点目でございます。

次世代につながる式典、事業とはどのようなものかというご質問でございました。記念式典には、市政功労者表彰、市民栄誉賞の受賞者にご登壇をいただく他、市民団体等、様々な年代の方々に参加、協力をいただき、実施する予定でございます。その中で、これまでの野洲市を築き上げてこられた方々の功績を顕彰し、また市の魅力や将来の可能性等を、これからまちづくりを担う次世代の方々にも知っていただきたいと考えております。そして、市に対して改めて誇りと愛着を深めていただき、30周年、40周年と、より魅力的なまちに向けて、さらに飛躍していく契機となるよう、機運醸成を図っていきたいというふうに考えております。

次に、4点目でございます。

アトラクションにあります、広く市民が参加できるとはどのような意味合いかというご質問でございますが、式典におきましては、できる限り多くの市民に気軽に参加いただきたいということもありまして、アトラクションは、多くの参加者に楽しんでいただき、心に残る印象的な内容とするよう工夫していく予定でございます。

5点目でございます。

仕様書以外で、業者に対して具体的にどのような要求を出しているのかというご質問でございますが、現在、仕様書の範囲内において、より魅力的な式典とするためには、どのような演出ができるのかということで、委託業者と協議を進めているところでございます。

最後の6点目でございます。

今回追加する予算はどのように使われるものなのかということでございます。今回の補正予算におきましては、169万9,000円のうち、そのうちの69万9,000円につきましては、本議会で上程する表彰条例の改正に伴い創設されます市民栄誉賞に係る報償金でありますとか消耗品などの必要な経費を計上したものでございます。残りの100

万円につきましては、例えば、市への想いや未来への希望を市民によって紹介いただけるような市民参加型の記念動画の制作等、式典をより魅力的で充実した内容となるよう、現在、委託業者と協議をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） では、再質問させていただきます。

まず1点目、市長から、まちづくりについての考え方を伺いました。これはまちづくり基本条例に書いてある内容かなと思いますが、今回のこのやり方というか、業者さんに投げると、委託ですね。委託というのが、この条例に沿ったものだと市長は思っておられるのかを、まず伺います。

次、2点目。2問目の内容でちょっと答えになっていないのかなと。今、市がどういうふうに進めたかということは説明いただいたんですが、以前は市の職員さんといろんな市民の皆さんとで一緒に式典をつくっていたことが野洲市でもあったと思います。そのときの経験も、恐らく部長はされているのかなと思っておりますので、この市職員や市民で手づくりでつくった場合と業者に丸投げした場合と、一体どう違うのかというところをもう一度、これは答えられていないので、本来は再質問じゃないと思うんですが、再質問させていただきます。

そして、3点目、次世代につながるのは、市民団体を巻き込み、功績表彰して次世代に伝えるというふうに説明いただいたんですが、これ、市民団体にどのように参加してもらうかとか市民団体への告知とか、そういうのは、もう2か月前ですけれども、進んでいるのかということをお伺いします。それと、次世代に伝えるということをおっしゃっていますが、どのように次世代に伝えるのか。要は、次世代の方がここにいらっしゃらなかつたら伝わりませんし、そこはどういうふうに考えているのかということをお伺いします。

そして4点目、広く市民が参加できるというのは、式典に気軽に参加してほしいということなんですけれども、最高でも1,000人が入れるということですが、となると、最高でも1,000人しか参加できないということで、これはどういう広報というか、広くというのはマックス1,000人のことを広くというふうにおっしゃっているのかということをお伺いします。

そして、5点目、仕様書に対して、今は要求は出していない、より魅力的な式典になるようについてお願いしているということですけれども、この魅力的というのは、

この野洲市がお願いしている魅力的な、その魅力的とはどういうことを魅力的だというふうに依頼しておられるのかをお伺いします。

そして、6点目の中で、69万9,000円が表彰と市民栄誉賞、新しくつくったスポーツ関係ですかね、にあるとありますが、たしか、もともとの仕様書で、この表彰関係はたしか10万程度。2万円掛ける最大5名を想定していますというふうに書いているんですけどけれども、これが69万9,000円というのはちょっとよく分からんんですが、その説明をお願いします。

そして、最後、動画に100万円使われるということですが、ここにたくさんの市民が参加する、ないし、その参加したものがたくさんの市民に伝わるようにされるという意味合いで、よろしいか。

以上、お伺いします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 田中議員の1点目の再質についてお答えをさせていただきます。

議員おっしゃる意味合いで、確かにまちづくり基本条例を基にということで私も考えております。この実施方法については、事業者のお力を借りてつくり上げていくというのは、それをベースにしてということなんですけども、あくまでも、それぞれの複数の主体というんですか、複数の方々、それぞれの方々に参加をしていただくということが、私はまちづくり基本条例に沿ったものではないかというふうに理解をいたしております。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） まず2点目のご質問で、職員がこれまでにつくり上げてきた事例があるけれども、今回はなぜ業者に丸投げしているのかというご質問でございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたけれども、実施方法につきましては、式典の運営進行等について実績のある業者、ノウハウを有する業者の力を生かして委託をさせていただいておりますけれども、委託業者との協議に際しましては、もちろん、市の職員が十分な協議をさせていただいて、その内容を練り上げているという作業をしているところでございますので、ここで丸投げをしているということでは全くございません。業者のノウハウ、そういうことを活用しながら、よりよいものにつくり上げていきたいというような思いでご答弁申し上げたところでございます。

また、3点目ですけれども、市民団体の参加がどういうふうな状況で進んでいるのかというようなご質問でございます。式典等におきましては、冒頭にオープニングの演奏等も

予定をさせていただいておりますし、先ほど来申し上げております、例えばの例ですけれども、記念動画を上映させていただきたいなというふうに考えてございます。この動画に参画をいただける市民の方々にも打診をかけておりますし、冒頭申し上げましたようなオープニングの演奏等についてもご準備をいただくよう準備を進めているというふうな状況でございます。

また、次の次世代の伝え方でございますけれども、これは式典のキャパの、次の質問にも関係するわけですけれども、いろんな手法を用いまして伝えていきたいということから、1,000人が入っていただけるキャパがマックスでございますので、できるだけ、後世にも伝えられるような形で動画として残していこうという観点で作成をさせていただきたいという思いでございます。記念動画の作成を通じまして、多くの方に参加をいただき、式典で上映することで広めていきたいと、次世代の方にも広めていきたいというような思いでございます。

また、4点目の1,000人ということにつきましては、今申し上げましたような動画を通じまして、多くの方にもご参画をいただき、ご覧をいただけるような工夫をしてまいりたいというふうに考えております。

また、魅力を多くの市民と実績をどのように伝えていくのかというようなことでございますけれども、これは先ほど来申し上げております野洲のインタビュー形式で、スケッチブックリレー方式で、野洲のここが好きであるというようなことですとか、野洲の未来について語っていただけるような、そのような動画についても、工夫をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

6点目の補正の内容でございますけれども、今回の補正予算につきましては、先ほどご答弁申し上げました金額でございます。69万9,000円と100万円という金額でございますけれども、69万9,000円につきましては、特に市政功労表彰では31名の方の表彰を行うということで、当初よりも6人多くなってございますし、市民栄誉賞の創設に伴いまして、数名の方を想定させていただく中で報償金、そしてこれに関連します旅費、消耗品、食糧費、印刷製本等、需用費等を計上させていただき、補正予算の中で69万9,000円という金額を計上させていただいたというところでございます。その他の100万円につきましては、運営委託料の当初の290万に対しまして、100万円を増額することで、先ほどの申し上げておりますビデオの動画作成等の使い道の中で盛り上げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、6つの再質問についてのお答えとさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 再々質問いたします。

まず1点目、市長のお答え、多数の主体が参加してもらったら、それがまちづくりじゃないかという話だったんですけれども、この参加と協働の違いというのはあると思うんですが、これはまた全然違うものだと思うんです。その考え方を、最後に聞かせていただきたいと思います。

そして、2つ目ですね。先ほど、部長のほうから、企業のノウハウを使うというふうにおっしゃっていたんですが、前のこういった式典のときでも、恐らくしっかりされていたと思うんですね。それは市の職員の皆さんでしっかりとつくられたと思うので、特別、企業じゃないとできないノウハウとは一体何なんですかという話で、例えば市民団体でもいろんな式典をやっています。我々も素人の中でいいものをつくろうと思って、みんなで協力してやっています。

こういった事業というのは、その事業自体というよりも、そのプロセスの中で、今おっしゃったような多様な主体が協働したり、例えば市職員と市民が一緒に何かをつくったりという中で機運が醸成されたり、つながりがまた生まれたり、次につながっていくというのは本来のあり方じゃないんですかと思うわけです。それをやっていたのが、前、やっていたでしょうということを僕は言いたいわけです。

それを業者のノウハウ、業者の力を使ってとおっしゃるので、市民と一緒にやって、醸成していくことよりも業者に頼むと、よりいいことがある。もちろん、業者に頼むと業者は利益を持っていきます。自分たちでやれば自分たちで経費として使えますが、業者さんには当然、当たり前の話ですが、利益が持っていかれます。そうしたことを踏まえて、あえて業者に頼むことによって得られる業者のノウハウというのは一体何なのか、最後に説明してください。

そして、5つ目ですね。5つ目がちょっと答えになっていました。魅力的な式典にしたいというふうに頼んでいると。野洲の魅力を伝えたい記念動画というのは聞いていませんで、市が考える魅力的な式典というのは一体どんな式典なんですかということを聞いています。要は、その魅力的な式典になればいろんな方が、1,000人です。マックス1,000人来てくださるだろうから、魅力的にしてくださいと言ふんだと思うんですが、

その魅力的なものをどういうものだと考えているかを業者的人伝えないと、業者の人も多分何をしていいか分からないので、この魅力的、どうやつたら次世代の方々を含め、たくさんの市民が来てもらえる式典になるのかということを考えているのかを伺います。

そして、あと予算の面には説明していただいたので、以上の点を最後に質問させていただきます。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 参加と協働の違いというんですか、そういうご質問やと思うんですけども、協働というのは複数の主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動することをいうと。コラボレーションですね。これは式典ですので、何かお祭りをしましようかと、広場でお祭り、市民が寄ってやりましょうかというのでは、ちょっと違うん違うかなという、これは私の考えなんですけども、やはり、私も守山市さんの市制施行の記念式典もお邪魔をしておりましすし、他市のところもお邪魔しておりますけど、やはり式典は1つの一定の形、そんなん無視してやつたらどうやというお考えもあるかもわからんんですけども、そういうノウハウ、式として20年を、先人からずっと引き継いできたまちの20年の足跡を、やっぱり市民の皆さんに共有していただくということで、式典というのがあるというふうに私は思うんですね。その中で市民さんに参加していただいて、アトラクションなり、その式典の中で一緒に協働してやっていけるということが、今のまちづくり基本条例にも即しているのではないかというふうに私は考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 2点目の当該委託事業者、企業のノウハウのどういうものを生かしていくとしているのかというご質問についてでございますけれども、もちろん、今回の当該業者につきましては、様々なイベント等、県内外等で実績があるということを確認をさせていただいておりますし、そうした実績を生かしていただけるのではないかというようなことも期待させていただいておりましたし、業務の概要といたしましては、特に式典の計画、準備、運営から式典の企画、実施、プログラムの作成、招待者の取りまとめ、式典に関する広報、宣伝、その他新たに追加をさせていただこうとしております記念動画の作成等、このあたりを業務の概要という形で、仕様の中でお示しをさせていただいております。

こういった観点について、今、特に専門的なそういうイベントの実績をお持ちの業者の

ほうからノウハウを頂戴して、運営をしていただきたいというようなことと、もちろん労力のほうも多数ございますので、そのあたりもお力を発揮いただきたいというような思いをさせていただいております。

また、最後のご質問で、魅力的な式典ということでございますけれども、これは当該式典の本来的な目的でございますけれども、これまで本市を築き上げてこられた方々の功績、これを顕彰する中で、これまでの20年という市政の歩みを振り返りながら、これからのもちづくりを担っていただける次世代の方々と共に祝って、今後の契機となるようにというような業務目的でございます。

それを念頭に置きながら、多くの方に参加いただけるような仕組み、そしてキャパが、先ほど来申し上げておりますとおり、ホールの中では1,000人ということが最大になりますので、それ以外の方々にもPRできるような仕組みを考えていきたいというふうに思っておりますし、そもそも冒頭で申し上げました今回の20周年記念につきましては、本年1年間を通じまして、市民の皆さんと共に記念式典の他、冠事業、広報事業を通じまして、お祝いをしていきたいというような思いで、この式典の位置づけをその一部という形で取り組みをさせていただきたいということでございますので、ぜひともご理解いただきまして、ご支援を賜りたいというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） これまでのまちの魅力を検証する中で、それを今後の次世代につながるようなイベントにしてまいりたいと、式典にしてまいりたいということでございますので、感じ取っていただける魅力は様々かと思いますけれども、そういう意味合いで、過去の実績の顕彰、未来につなげるという式典でございますので、ご理解を頂戴したいなというふうな思いでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 次に、第14番、稻垣誠亮議員。

○14番（稻垣誠亮議員） それでは、創政会、稻垣でございます。おはようございます。それでは、議第67号「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第3号）」のうち、款3民生費、目7母子父子福祉費、事業名2、母子・父子福祉対策事業費等に関する補正予算に対して質疑を行わせていただきます。

まず、措置元の母子生活支援施設の職員の皆様には、常に高い水準のサービスを提供し、

入所者に安心と希望をもたらしていることだと思います。市民に成り代わり、心から感謝をお伝えしたいと思います。

また、案件上、個人情報の秘匿に関しては細心の注意を払って行いたいと思いますので、政策監、よろしくお願ひいたします。

総括ですので、一気にということで、ちょっと分かりづらい部分があるかもしれません
が、仕方ありませんので、一気に行わせていただきます。

まず1点目ですが、補正予算の提出計画についてですが、必要性をどのように判断され、財政課とどのように協議、合意に至ったのか、経緯を時系列で個別具体的にお伺いいたします。

2つ目は、今回、既に現行予算の不足発生に伴い、予算流用を協議済みかと思いますが、財政課との合議の内容と流用の結果について時系列で個別具体的にお伺いいたします。

3点目は、予算の流用に関する財政課との協議記録は、記録として残し、間接的に市民に対して説明責任を果たすことが重要だと思いますが、お伺いいたします。

4点目ですが、予算の流用について、どの項目から行ったのか、具体的な金額と流用元の項目、振替日時を合わせて詳細にお伺いいたします。

5点目ですが、補正予算ではなく、専決処分を行わなかった理由についてお伺いいたします。

6点目ですが、予算の流用によって影響を受けたサービスはなかったか。もし仮にあつたのであれば、その影響についてお伺いいたします。

7番目ですが、事業名4、家庭児童相談室運営事業に伴う、普通旅費の補正予算の12万2,000円が増額された理由について、積算根拠、使用用途を含めてお伺いいたします。

8番目ですが、普通旅費について現行予算の不足は発生しているのか。発生しているのであれば、予算流用を協議していることだと思いますが、その場合、財政課との合議の内容と流用の結果について時系列で個別具体的にお伺いいたします。

9番目になりますが、普通旅費に関しても、予算の流用が仮に発生しているのであれば、どの項目から行ったのか、具体的な金額と流用元項目、振替日時と併せてお伺いいたします。

10番目についてですが、一般質問と一部重複するところもありますが、質疑通告日現在の母子生活支援施設利用の累積負担額についてお伺いいたします。

11番目ですが、今回の補正予算の成立により、現在の入所者の費用を何月まで確保することができるのか、お伺いいたします。

次、12番目に行きます。現在の入所者数は1名ですが、昨今の虐待件数の増加推移を見ますに、入所者の増員が発生する偶発性は非常に高いと思料しています。その場合、今回の補正予算成立後の予算では収まらない可能性が高いと考えますが、その際はどのように対処する予定であるのか、お伺いいたします。

13番目に参ります。今申し上げた、今回補正予算成立後の予算で収まらない可能性が高いと、その際はどのように対処する予定であるのかとお伺いしましたが、その際に、原課としては、迅速に対応できる体制は整っていらっしゃるのか、お伺いいたします。

14番目に参ります。今回のこの時期における補正予算提出は、年度当初予算の内示が低く見積もられているように思慮いたしますが、お伺いいたします。

15番目に参ります。母子生活支援施設の入所費用についてですが、事前に施設の運用指針、入所者のニーズに基づき概算見積りを出すことは、予算の適正な確保、そして緊急的な補正予算の必要性、これは時間的猶予ができるということもあり、緊急的な対応を減らすことにつながると考えております。しかし、今回の初期のケースでは、5月に入所際に行つていらっしゃらないようにうかがえます。今後の方針についてお伺いいたします。

では、16番目に参ります。年度当初予算では、1名月額30万円で6か月分の内示、国・県特定財源75%だと思いますが、をもらつていらっしゃいますが、実際には月額約50万円前後の費用がかかっております。この差異は施設の選定や入所者の個別事情など、予測が難しい要因によるものであると考えますが、どのような情報やデータを基に、今回の補正予算額の提出に至つていらっしゃるのか、年度当初内示の観点も含めてお伺いいたします。

17番目に参ります。補正予算が市の財政に与える影響はどの程度か、特定財源を差し引いてお伺いいたします。

18番目に参ります。母子生活支援施設の費用金額の妥当性についてですが、施設からは、充実したサービス内容が提供されているかと思慮いたします。入所者の心理的ケアを中心に、その他、どのように評価しているかをお伺いいたします。

では、19番目に参ります。今回の補正予算の成立により、長期入所が担保され、母子にとっては将来に対して安心感を持てるようになると思いますが、この点、お伺いいたします。

それでは、20番目に参ります。同様に、今回の補正予算の成立により、事実上、これは母子生活支援施設側の自立支援計画の充実度が増し、サービス提供の向上が期待され、計画策定を行う母子生活支援施設側にも安心材料につながると思いますが、この点、お伺いいたします。

21番目に参ります。補正予算成立により長期入所体制の可能性が高まり、お母さんにとって、再就職や資格取得のための支援プログラムも含め、母子の将来的な支援体制の強化にどのように寄与するかをお伺いいたします。

21番目までだと思いますので、以上、答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、改めまして、議員の皆様、おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、稻垣議員の議第67号「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第3号）」につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の補正予算提出に係る財政課との協議及び合意の経緯についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

入所されている母子への面談や当該母子の身体的、精神的状況のアセスメントを踏まえ、入所期間の延長の必要性を判断し、財政課と複数回の相談及び事前協議を行い、7月9日に補正予算の要求を、そして8月2日に内示を受けて、今般の提案に至ったものでございます。

次に、2点目の現行予算の不足に伴う財政課との合議内容と流用の結果についてのご質問にお答えいたします。

財政課とは、今回の補正予算を含め、6月中旬頃から何度も相談や事前協議を行い、7月4日、同じ事業費内の節、扶助費、母子家庭等高等職業訓練促進給付金から母子生活支援施設措置費へ71万1,000円を流用したところでございます。

次に、3点目の予算流用に関する財政課との協議記録についてのご質問にお答えをさせていただきます。

財政課とは、今回の流用につきまして、何度も協議をしておりますが、相談や事前協議の類いであることから、特段記録としては残してございません。一方、予算執行に当たっては、しっかりと説明責任を果たすことが重要であると認識しているところでございます。実際の流用に当たりましては、野洲市予算規則に従いまして、流用伺い書の作成を行って

おりまして、当該伺い書をもって、説明責任は果たせるものと認識させていただいているところでございます。

次に、4点目の予算の流用の具体的な金額と流用元項目、振替日についてのご質問にお答えをいたします。

2点目でお答えをいたしましたが、詳細について改めてお答えをさせていただきますと、流用元は、款、民生費、項、児童福祉費、目、母子父子福祉費、事業、母子・父子福祉対策事業費、節、扶助費、細節、母子家庭等高等職業訓練促進給付金で、流用金額は71万1,000円でございます。振替日は令和6年7月4日でございます。

次に、5点目の補正予算ではなく専決処分を行わなかった理由についてのご質問にお答えをさせていただきます。

予算に関しましては、原則、議会の議決を経るものと考えているところでございます。財政課と協議の上、専決処分ではなく補正予算とさせていただいたものでございます。

6点目の予算の流用によって影響を受けたサービスについてのご質問にお答えをさせていただきます。

現時点では執行残が見込まれる予算について流用をしておりますので、影響はないものと考えているところでございます。

次に、7点目の家庭児童相談室運営事業費に係る普通旅費の補正理由及び使用用途についてのご質問にお答えをさせていただきます。

旅費を伴うケース面談や相談の増加によるもので、今後において同様の水準で交通費等が必要となると見込んでいることから補正予算を計上しているものでございます。

次に、8点目の普通旅費につきまして、現行予算の不足は発生しているのかのご質問についてお答えをさせていただきます。

現時点では現行予算の不足は発生をしておりません。

次に、9点目の普通旅費の流用にあった場合の予算流用元についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

現時点では、予算流用は発生しておりませんので、流用元はございません。

次に、10点目の質疑通告日現在の母子生活支援施設利用の累積負担額についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

議案質疑通告日現在の母子生活支援施設利用の累積負担額は、194万1,665円でございます。

次に、11点目の今回の補正予算の成立により、現在の入所者の費用を何か月まで確保できるのかのご質問についてお答えをいたします。

あくまで想定の中ではございますが、令和7年3月まで見込める予算を計上させていただいているところでございます。

次に、12点目の入所者が今後増員した場合、補正予算成立後の予算で収まらなかった場合の対処についてのご質問にお答えをさせていただきます。

予期せぬ事案が発生した場合には、速やかに財政部局と協議を行い、補正予算等の措置を検討していくこととなります。

次に、13点目のその際に迅速に対応できる体制は整っているのかのご質問についてお答えをさせていただきます。

整っているものと認識をさせていただいているところでございます。

次に、14点目の年度当初予算の内示が低く見積もられていたのではないかとのご質問にお答えをさせていただきます。

母子生活支援施設の利用は令和4年度、令和5年度の実績がなかったため、実績のあつた平成30年度から令和3年度までの実績から、月の措置費の平均と年度に利用する月数の平均を割り出しまして、予算の要求をし、予算要求どおりの内示となっているところでございます。母子生活支援施設利用料は一律ではございませんで、施設により、また入所される人数、入所する子どもの年齢により入所費用が異なってまいりますので、当初予算の要求に係る積算としては、過去の実績に基づくことが適当と考えているところでございます。

次に、15点目の4月の入所の際に適切な予算確保ができていないのではないかとのご質問でございますけれども、今回の補正予算がさきの6月議会で提案できたのではないかとのご質問の趣旨でお答えをさせていただきます。

当該母子生活支援施設は、DVや虐待等から母子等を保護し、自立の促進のための支援等を行う施設でございます。実際に利用される母子等は、大変不安定な状況で施設を利用されます。当該施設が合わない場合や入所に至った要因の解消の時期など、入所当初には明確に入所期間を定めることは現実的には困難であったことから、今回の補正予算となつたものでございます。また、今後におきましても、当該母子生活支援施設を利用するケースがあった場合には、母子等の状況について十分に確認等を行い、適時適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、16点目の年度当初の予算の見積額の根拠と補正予算額の提出に当たっての情報やデータについてのご質問についてお答えをさせていただきます。

年度当初の予算の根拠につきましては、14点目のご質問にお答えをさせていただいたとおりでございますが、実績のあった平成30年度から令和3年度までの実績から、月の措置費の平均と年度に利用する月数の平均を割り出しまして、当初予算の要求をし、要求どおりの予算額となっているところでございます。一方、補正後の予算額につきましては、現在の月々の母子生活支援施設利用から割り出したもので、年度末まで入所されることを想定した額となっているところでございます。したがいまして、年度当初の予算額が補正後の予算額を超過することが見込まれることから、今回補正予算を提出させていただいたものでございます。

次に、17点目の特定財源を差し引いた補正予算が市の財政に与える影響についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

今回の補正額で申し上げますと、国庫負担金が2分の1、県負担金が4分の1で、市は4分の1の負担となるため、市の負担額は78万円となります。

次に、18点目の母子生活支援施設の費用金額の妥当性をどう評価しているのかの質問についてお答えをさせていただきます。

母子生活支援施設では、入所母子の日々の様子や面談を通して、現在の身体的、精神的状況をアセスメントし、そのアセスメントから自立に向けての支援計画を立案していただいているところでございます。この支援計画は、市と共有し、現在はその計画に基づいた母子支援に当たっていただいておりまして、母子生活支援施設としての機能を果たしていると認識しているところでございます。

なお、母子生活支援施設の措置費用につきましては、国の基準に基づくものと承知をしておりますので、その費用の妥当性については、国が判断すべきものと考えているところでございます。

次に、19点目の補正予算の成立による入所している母子の将来の安心感についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

母子生活支援施設に入所することはゴールではなく、社会で自立した生活が送れることが目標となります。そのため、長期的入所の担保が安心材料ではなく、自立した社会生活が営めるよう支援を進めることができが将来の安心感につながるものと考えているところでございます。

次に、20点目の補正予算の成立により、生活支援施設側にも安心材料につながるかのご質問についてお答えをさせていただきます。

今回の補正予算の成立の有無と母子生活支援施設側の安心材料につながることとは、直接的には関係するものではないというふうに考えているところでございます。予算の有無にかかわらず、母子生活支援施設としましては、母子の自立支援を適切に行われるものと認識をさせていただいているところでございます。

最後に、21点目の補正予算成立による母子の将来的な支援体制の強化についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

問20の回答と同様に、今回の補正予算の成立の有無と母子の将来的な支援体制の強化とは、直接的に関係するものではなく、予算の有無にかかわらず、母子の将来的な支援については、関係機関が連携をして適切に行っていくものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。再開を10時50分といたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稻垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） それでは、政策監、再質疑を行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1点目の質問に関しての再質疑なんですが、今回1点目の質問の中で面談やアセスメントを繰り返して、7月10日の補正予算請求、8月2日の内示ということをおっしゃいましたが、この面談やアセスメントの回数とかどの程度重ねられたのか、もし分かるようであればお伺いいたします。

2つ目は、これも1番目に関することなんですが、今回の補正予算の母子生活支援施設の措置費用に対して、入所者さんの満足度はどのようなものであるのか、面談を重ねていらっしゃると思いますので、把握されていらっしゃると思いますので、お伺いいたします。

1番目のまたこれも再質問にはなるんですが、財政課との協議がされたということなんですが、これ、財政課側さんからの課題がもしあればどのようなものが提起されたのか、所管の政策調整部長にお伺いいたします。

3点目、これも1番目の再質なんですが、これは財政課さんとの協議において、これ、

政策監に対してなんですが、現状分析、令和6年度の後期にかけて、利用者の増員、つまり緊急度の高い案件、現状可能性について含まれていたのか、含まれていないのかについてお伺いいたします。

1番目の再質に関しては以上でございます。

3番目ですね。3番目の質問に関する再質を1点だけお願いしたいと思います。

これ、記録は特に取っていないということなんですが、流用伺い書、合議書があるということなので、普通に原課のほうにお伺いしてお尋ねすれば、提示可能な範囲で見せていただける、伺うことが可能ということで理解してよろしいでしょうか。市民への説明責任という観点から、お伺いいたします。

4番目の質問に関して、再質がございます。ちょっとすみません。先ほどの初期の答弁とかぶるかもしれませんけど、先ほどの会議録、協議録に関しては、具体的にどのような内容まで含まれているのか、分かる範囲でお答えいただけたらと思います。

あと、これも4番目の再質なんですが、その合議録は公文書という理解でよろしいのか、その点をお伺いいたします。

あと、7、8、9に関しての再質問なんですが、これは年度当初の予算額というのと、当初の見込みより、実際の支払い額というのとは当初より、去年の実績ベースを見るということだったんですが、当初より実際には高く推移したのかということについてお伺いいたします。

あとは、これ、流用が発生していないということは理解いたしました。これ、7、8、9の2番目の再質なんですがね。これ、金曜日と月曜日に、政策調整部長と財政課長と健康福祉部政策監と協議させていただいたんですけど、この年度当初の該当予算を見ると大変資金的に厳しい状況だったのではないのかなと理解はしているんです。ただちょっとぎりぎりまで頑張ったという感があるんですが、ただ少し違和感がありまして、知人の公認会計士にもちょっと教授を受けたんですが、これ、児童福祉総務費の旅費、交通費が項目だとは思うんですが、この普通旅費を、例えば流用ではなくて、一般的には、昨日、職員さんともちょっといろいろ話す中で出てきたキーワードではあるんですが、人事課とかから、例えば総務管理費等から流用ではなく支出していただいたことがあるかないか、なければいいんですが、ないしはそういったその協議、話し合いがあったのか、人事課を所管する総務部長に対してお伺いいたします。単純に後ろに聞いていただけたら分かると思いますし、なければないという話だと思うので、お伺いいたします。ちょっと最後ま

で再質、時間があるので、考えておいてください。7、8、9の再質は、以上で大丈夫です。総務部長、ちょっと人事課長のほうとちょっとそのあたり、事実関係について、まだちょっともうちょっと再質が続きますので、協議しておいてください。もうなればないというふうに答えていただいたら結構ですので。ただぎりぎりのあまりにもその予算のタイトなつなぎだったので、違和感を持ったので、ちょっと聞かせていただきました。

そういう人事課の振替は、僕も、これは監査委員の仕事なのかもしれませんけど、割と監査委員並みの視点で僕は見ているもので、ちょっと細かいかもしれませんけども、そういうその実際の支出があったのかどうかという点と、それに関する相談なり話合いなりがこの通告を出してからあったのかどうか、お伺いできれば、前後でもいいんですが、お伺いいたします。いや、これ、かなり金額的に年度当初の、僕は徹底的に予算資料を読み込むんですけど、かなりこれ、厳しくぎりぎり、タイトだったんじゃないかなというふうに読み込めるので、聞いてみました。お願いいいたします。

次は、14番目の補正予算の年度当初予算の内示が低く見積もられている、思慮するというところで、政策監のほうから、過去の過年度の実績ベースを基に算定している部分があるということだったので、財政課を所管する政策調整部長にお伺いしたいんですが、これ、実績金額が今まで少なかったと、今年は、2項目とも金額の実績がかなり増額されました。これは令和7年度の年度当初予算の内示に影響を与えるものであるのかないのか、お伺いいたします。政策監の答弁の理屈からいえば、まあまあ、そうなるのかなとは思いますが、影響を与えるものなのか、お伺いいたします。

次に、15番目の再質をちょっと何点かさせていただきたいと思います。

まず、1点目なんですが、これは政策監に対する再質なんですが、どちらかというと消極的な、ケースによってもかなり違うのでということで、消極的な答弁を伺ったように思うんですが、これ、施設数自体がかなり少いわけですよ。京都、大阪、京都、あと滋賀ですね。数えると、やっぱり施設数というのは少いわけです。平常時から、最低限の事前見積りを行って、支弁率を最終的に掛け合わす等して、有事の際に迅速に積算できる体制構築が必要なのではないかなとは僕は思うんですが、それが迅速な補正予算の提出につながるのかなと思ってはいるんですが、その点、答弁を求めたいと思います。

2つ目は、先ほどの15番目の2つ目なんですが、この事前の積算によって、予算計画に対して透明性を確保できて、市民や議会から信頼を得ることが可能になるのかなと私は思慮するんですが、お伺いいたします。

あと、3点目なんですが、これは15番目の最後の再質になります。これ、料金の積算に関するハンドブックなんですが、僕は複数の箇所の児童相談所に出向いて、割と政策教授を受けることが多いんですが、これは料金積算に関するハンドブックですね。公益財団法人の児童育成協会の児童保護措置費の保育給付費手帳というものがあるんですが、これは児相の職員さんからいうと、措置に関する基本の教科書のバイブルみたいなものであって、措置に関わる仕事をする人はまずここからやるんだと、勉強するんだというような話がありました。それはその職員の方の個人的な見解かもしれません、ハンドブック、当然原課のほうにもあるんじゃないかなとは思うんですが、原課のほうに所管されているのか、お伺いいたします。この本書は、委託措置を取った場合、施設への支弁に要する経費をまとめた法令通知集なんですが、積算に関する情報、保護単価の推移等、資料も大変充実しております。知りたい情報もすぐ探せるんですが、割と費用は6,000円ぐらいするので、僕も購入するかどうかはちょっと迷っているところなのではありますが、この点、お伺いいたします。

次に、20番目ですね。20番目の再質をちょっと1点、お伺いさせていただきます。20番目の母子生活支援施設側にも安心材料につながるのではないかという質疑に対して、直接的には関係ないというふうに、やることはやるんだから関係ないというふうにおっしゃられたんですが、僕はどちらかというと、収益性の面ではなくて、ハート面のところをちょっと重視していくまして、僕が逆の立場だったらというふうに考えたんですが、一般論として、補正予算の成立の一報によって、施設側からすると、野洲市が応援してくれているんだということで、母子生活支援施設側の職員の心理的メリットというのは、僕は大きいのではないかと考えております。施設全体の雰囲気も当然明るくなるでしょうし、モチベーションや仕事への意欲の向上、職員と入所者との間でのコミュニケーションが僕は強化されるのではないかと思うんですが、その点、再質問をさせていただきます。

次に、21番目に関して再質させていただきます。これも直接的には関係がないというような答弁があり、どちらかというと、再就職や資格取得のための支援プログラムについて否定的な見解だったんですが、この資格取得プログラムというのは、母子支援施設側のマニュアルといいますか、運営については、これ基本中の基本なんですね。資格取得による就職機会の拡大、例えば専門的なスキルの取得や職業選択の幅の拡大ですね。2つ目は経済的自立の促進、例えば安定した収入の確保、キャリアアップの機会ですね。3番目、これも大きいと思っているんですが、自己肯定感の向上ですね。達成感の獲得や社会的な

役割の獲得など、これ、入所者さんに多くのメリットをもたらすものであって、入所者が自立して安定した職業に就くための支援になると思うんです。例えばこれ、ちょっと比較として正しいかどうか分かりませんが、本市の会計年度職員さんはたくさん職種がございます。やはり、その資格があるなしで、単純に時給、月給についてもかなりの差があります。やはり、このようにスキルを身につけていただいて、出ていただくというのは、入所者さんにとってはメリットが僕はすごい多いと思います。

代表的なもので言いますと、介護職員の初任者研修であったり、介護福祉士の資格の取得の支援であったり、保育士資格、調理師資格、ホームヘルパー、医療事務等、多種にわたっております。大変有益であるかとは思うんですが、これが施設から出て、本人が自力でできるかというと、そこは大変僕はハードルが高いのではないかと、やはり施設に入つていただいたときに、外に出るための準備としてしていただく、大変いいことなのではないかと思うんですが、以上、再質です。

これで全て終了なので、順次お答えいただけるとありがたいと思います。

以上です。

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。

（午前11時07分 休憩）

（午前11時08分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、稻垣議員からの再質問についてお答えをさせていただきます。

多くの再質問をいただきましたので、もし漏れているようなことがありましたら、再度言うていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1つ目でございますが、1つの質問に対してアセスメント、あるいは面談の回数を再質問していただいたのかなというふうに思います。回数等については、私のほうでちょっと把握をしておりませんが、適時面談等、あるいはアセスメント等の情報についても共有をさせていただいているというところでございます。

また、問1に絡んででございますけれども、母子生活支援施設へ入所をされていらっしゃる方の満足度についてのご質問、再質問だったかなというふうに思います。当該施設については、一般的には、退避をされる施設であります。生活改善が図られたときに退所を

していただくような施設となっているところでございますけれども。ですので、今申し上げた、入所しなければならない要因を退避するために入所されているという状況でございますので、一旦、母子生活支援施設に入られたということも踏まえて、一定、安定というところは図られているというふうには考えているところでございます。

3点目の財政的なところについては、財政課等々の、また後ほどのお答えになるのかなというふうに思いますので、私のほうから一旦、ざっとお答えのほうをさせていただきたいなというふうに思います。

まず、今回の補正について、財政的なところでございますけれども、6年度の後期、後半に係る部分についての見込みというところについての再質問だったと思いますけれども、今回の補正につきましては、さきのご答弁のとおり、当初予算と比して、足り苦しい部分について補正をさせていただいたということでございます。その積算については、この実績に基づいての積算をさせていただいたということでございますので、当該部分についての積算というような形でございます。これも答弁をさせていただきましたけれども、予期せぬ事態が発生した場合につきましては、適時適切に対応をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、同じく、1問目の答弁の中からの再質問かと思いますが、財政課との協議記録についての再質問であったかなというふうに思います。この会議録については、さっきの答弁のとおり、記録としては残しておりますが、流用等がございますので、流用の伺いについては回議書として整えをさせていただいているところでございます。

また、これは確認することができるのかというようなご質問もあったのかなというふうに思いますが、手続を踏んでいただきまして、閲覧、公開等は可能というふうには考えているところではございます。もちろん個人情報の関係はございますので、その辺は細心の注意を払いながらになってくるかなというふうに思います。

続きまして、もしまだ漏れていたら、おっしゃっていただきたいなと思いますが、7問のご回答で普通旅費の関係で再質問を頂戴したかなというふうに思います。6年度が増えた理由ですけれども、今年度の予算の計上については、一定のルールに基づいて当初予算のほうは計上をさせていただいているところでございます。その予算を執行しているわけでございますけれども、今年度、普通旅費、いわゆる交通費を伴う相談であったり、あるいはケースが肌感覚でございますけれども、まだ年度途中でございますので、集計はしておりませんが、増加をしているというところもございます。そういういった部分について、

不足額が生じていき、今後についても、その見合い分について必要であるという見込みをさせていただいた中から、補正予算を計上させていただいているというところでございますので、ご理解を賜りたいなというふうに思います。

あと、旅費の流用につきましては、これも先の答弁のとおり、現段階では不足額は生じておりませんので、流用はしておりません。今後、議会の議決までに不足額が生じた場合は、これはまた庁内の中で協議をする、あるいは議員がおっしゃる人事課等ということでもちろん協議の中に入れながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

15問目の答弁についての再質問を頂戴していたかなというふうに思います。ここについては、消極的な答弁であったというところではございますけれども、これも当初の答弁の中で申し上げたとおり、当該母子生活支援施設をご利用される母子さん等については、まずは要因となるところの解消が一つになるのか、もちろん施設もそうでございますけれども、そして使われる人数等々によっても費用は大きく異なってまいります。したがって、予算としては、一定の見積りといいますか、実績に基づいての計上をさせていただきますが、どうしてもその予算の計上の計算、積算とは異なってまいりますので、不足額が生じることにはなりますが、速やかにその辺は対応をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、併せてハンドブック、手帳等についての必要性をご質問していただいていたというふうには思います。ハンドブック、手帳等については、議員のおっしゃるとおり、通知書、あるいは法等を網羅したものであるというふうに承知をさせていただいているところでございまして、これらについては、もちろん我々行政機関でございますので、国であつたり、県であつたり等々から通知が来てまいりますので、したがいまして、その通知をしっかりと読み解きながら、ハンドブック、あるいは手帳に代わる部分については、知見を習得することが可能というふうに考えているところでございます。

続きまして、20番目のところでご質問を賜ったかなというふうに思います。補正予算が成立することによって、一般論としては、心理的なメリットも含めて、施設側にメリットがあるのではないかというようなことかなというふうに思います。併せて、後ほど個人で入られている母子さんについてのメリットについても再質問いただいたのかなというふうには思いますが、まず施設については、そもそも、これも議員ご承知のとおり、母子生活支援施設については、児童福祉法の第38条に規定されている施設でございます。この

38条の規定には、母子の保護、自立への支援、加えて、退所した者について相談、その他の援助を行うことを目的とした施設というふうに規定をされています。当該母子生活支援施設につきましては、この規定からしますと、入所されているところはもちろんでございますけれども、入所後においても、相談、その他援助を継続的に実施する機関というふうに位置づけをされているところでございます。

したがいまして、入所の有無にかかわらずというご答弁を当初させていただいたところでございますが、まさに入所の有無にかかわらず、入所中も、入所後も、もちろん関係機関と連携をしながら、支援をしていくことになるというふうに考えているところでございますので、そういったところからしますと、今般の補正が確保できた、予算が確保できたことが直接的なものではないというふうに認識をさせていただいているところでございます。

また、当該母子施設に入られている方についての安心感であったりというところも、再質問を頂戴したのかなというふうには思います。そもそも、これも同様でございますけれども、まず当該母子等につきましては、まず入られた要因でございますね、DVであったり、あるいは、その他の理由であったりということで隔離をしなければならないという事象を解消すること、これによって安心感が生まれますし、また将来的に自立した社会生活が営めるように支援を受けること、これによって安心感が生まれてくるというふうには考えているところでございます。

したがいまして、これも同様でございますけれども、入所の有無にはかかわらず、そういったところの解消であったり、支援を受けて自立をしていくことによって安心感が生まれてくるということでございますし、加えて、先に答えをさせていただいたとおり、施設についても、入所中ももちろんのことですけれども、退所後も、我々も含めて、私どもが関わる案件については、相談、その他援助等の継続的な実施をさせていただくということでございますので、そういったところで、母子等についても安心等を得られるのではないかというふうに思っております。

なお、将来の資格取得でございますけれども、ここについては、施設にもちろん母子生活支援施設の1つのプログラムとしてあるということは承知をさせていただいているけれども、実際にその生活支援施設に入らなければそのプログラムを受けられないのかと言われると、私どものところも、訓練等の給付等も行っておりますので、そういった面からしますと、必ずしも、そういった資格取得に対しての支援というのがないとは言えないわ

けでございまして、施設外、施設に入っていらっしゃらなくても、そういったしんどいというような母子さん等については、支援をさせていただいているというような状況でございますので、そういった意味合いからしますと、こういったプログラムに近しいものについては、受けられるということでございます。

以上、私がちょっと書き留めさせていただいたところについて、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、稻垣議員の再質問の中で、人事管理費から旅費の支払いがあったかどうかという質問でして、管理費から。ちょっと今、後ろのほう、兼人事課長と確認させていただいたんですけど、少し、明確なちょっと確認が今できていないです。明確に確認が今現時点では取れていない状況です。

○14番（稻垣誠亮議員） 分かりますよ。

○総務部長（川尻康治） そうなんですか。

○14番（稻垣誠亮議員） 分かりますよ、そんな。

○総務部長（川尻康治） 旅費から。

○14番（稻垣誠亮議員） なかつたらぬと言つていただいていいです。

○総務部長（川尻康治） ただ、今、確認させていただいた結果、協議はあったけども、実際のところどういうふうな形で。

○14番（稻垣誠亮議員） 協議ですか。

○総務部長（川尻康治） 協議。いろんな予算、人事管理費で持っている旅費であったりとか、ありますね。全体的に、緊急的に不足した分にどう対応していくかという、あると思うんですけども、そうした協議はあったということは今確認したんですけども、実際支出した、管理費として支出したのかという確認が今ちょっと現時点では取れていないので。

○14番（稻垣誠亮議員） 記憶がないということですか。

○総務部長（川尻康治） 今、調べています。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） すみません。稻垣議員の1点目のまずご質問いただいた再質問の中で、補正予算の財政課の協議の中での課題があったかどうかというご質問かと思います。本来的に補正予算、予算要求に際しまして、財政協議におきましては、その根拠としまして、当該事業の必要性でありますとか、金額の妥当性、計算の積み上げ等、誤り

がないかという判断のもとに判断をさせていただいているということでございます。したがいまして、1点目で、先ほど政策監からお答えいただきましたように、当該入所期間の延長の必要性ということも十分協議をした中で判断をしておりますので、特段問題はないというもとに今回の補正予算を計上させていただいたという経過でございます。

それと14点目のご質問の中で、過去の実績ベースで、来年度予算に影響があるのではないかというようなご質問をいただいたかと思いますけれども、予算要求に際しましては、これも一般論になりますけれども、過年度の実績を参考値として、当該年度、次年度の予算要求に際しての参考資料とするというのが一般的でございますし、そういう面では影響があるというふうに考えるのが一般的ですけれども、個別の状況も十分加味した上で判断をするという面もございますので、そのことも申し上げておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 確認が取れましたので、回答させていただきます。

現時点ではまだ支出しておりません。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 人事管理費からの支出はありません。

以上でございます。

○14番（稻垣誠亮議員） 人事課からのね。

（「直接の対話はやめてもらえますか。議長。指導してください」の声あり）

○14番（稻垣誠亮議員） 分かりました。

○議長（山本 剛） 控えてください。

稻垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 分かりました。

それでは、最後の再質3点目をお伺いさせていただきます。

総務部長、今、人事課と協議があったというようなことを先ほどいただきました。その協議内容について答弁を求めたいと思います。

あと、最後にこれは積算に関してなんんですけど、政策監、私は、やっぱり積算って僕は請求書が来てから、即時請求書が来て、その金額を見て対応するというのは、やっぱり僕

はちょっとスピード感が減速するのかなと。政策監は問題ないということなんですが、やはり私は基礎算定となる事前の、何でも見積りで母子生活支援施設の措置費用の積算というのは、家庭児童相談室の管理職にとっては基本的なスキルだと僕は思っています。しかし、現状では一部の職員にとどまっているのではないかと思います。

現状、私見にはなるんですけど、私、——（3字取り消し）課長補佐はかなり知識力もあるし、ある程度の積算であれば無難にこなされる大変優秀な方だと思っています。このような優れた能力を持つ職員がいるということは、非常に原課にとって心強いと思っています。一般正職員は実戦部隊としてなかなか時間を取りるのは難しいと思いますが、少なくとも、統括する立場の室長等、ぜひそのスキルを持っていただきたいと思っています。そのためには、研修の実施であったり、マニュアルの整備、チームでの作業、このような取り組みを通じて、管理職が積算能力を持って、業務をより円滑に進められるようになることが重要だと思いますが、最後にお伺いいたします。

2点です。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 再々質問にお答えいたします。

どのような協議があったのかということですが、先ほど申し上げましたとおり、緊急的な部分があるというところで、そうした人事課予算といいますか、そうした緊急的な旅費が発生したという協議があったということだけでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 職員のスキル、室長をはじめということでございますけれども、もちろん、スキルを上げていくことが必要やというふうに思っておりますので、これは、今申し上げた室長だけではなくて、職員全体のスキルを上げるように努めていく必要があると思っておりますし、研修等、あるいは書籍も含めて、いろんな知見を入れながら、体験も含めながら、今後もスキルアップに努めてまいりたいというふうに考えていくところでございます。よろしくお願ひいたします。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございました。期待しております。

（「議長、議事進行。議事の関係で、今、稻垣議員の発言で。

暫時休憩」の声あり）

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。

(午前11時30分 休憩)

(午前11時34分 再開)

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議事進行に係ることにつきまして、東郷議員から発言がありましたので、これを許します。

東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 先ほどの稻垣議員の再々質問の中で特定の部署、また職員を明示されて、優秀な職員である旨の発言がありました。その後段に続く、部署全体としてのスキルアップ等の発言については、妥当なことだと思いますが、この議場の場で人物を特定できるような部分について発言することは不適当だと思いますので、その部分について、稻垣議員に訂正、削除を求めたいと思います。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 先ほど、私の質疑の中で個人名が出てきたと思います。

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。

(午前11時35分 休憩)

(午前11時38分 再開)

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稻垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） すみません。質疑の修正をいたします。

「私見にはなりますが」のくだりの中で、「知識力があって、ある程度の積算であれば無難にこなされる」と私が申し上げたときに、個人を特定することを申し上げました。その部分については、削除したいと思います。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による質疑は終了いたします。

これをもって、質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（山本 剛） 日程第3、議第82号及び議第83号「野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求ることについて」他1件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第82号及び議第83号については、会議規則第39

条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、議第82号及び議第83号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより、ただいま議題となっております議第82号及び議第83号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本 剛） 議第82号及び議第83号に対する討論の報告はございませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第82号「野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めるについて」は、野崎和弘さんの選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第82号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議第83号「人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて」は、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第83号は適任とすることに決しました。

(日程第4)

○議長（山本 剛） 日程第4、議第57号から議第66号まで「令和5年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について」他9件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第57号から議第66号までの各議案は、会議規則第39条第1項ただし書の規定により、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、決算特別委員会に審査を付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、議第57号から議第66号までの各議案は、議案付託表のとおり、決算特別委員会に審査を付託することに決しました。

(日程第5)

○議長（山本 剛） 日程第5、議第67号から議第81号まで「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第3号）」他14件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第67号から議第81号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

(午前11時44分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(日程第6)

○議長（山本 剛） 日程第6、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次、発言を許します。

その順位は、一般質問通告一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。また、自己の意見の表明のみ、あるいは要望のみにとどまる発言については、差し控えるよう願います。

それでは、通告第1号、第14番、稻垣誠亮議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 創政会、稻垣でございます。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。冷静に建設的な議論を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

1番目から参ります。

まず、ヤングケアラーの定義についてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、稻垣議員の一般質問1点目についてお答えをさせていただきます。

家庭児童相談室では、家族にケアを必要とする人がいる場合に、18歳未満の子どもが行っているケアがお手伝いの域を超えて、子どもの年齢や成長の度合いに見合わない重い

責任やケアを継続的にすることで、子どもの健やかな成長や生活、教育等への妨げとなるようなネグレクトや心理的虐待に当たる場合を想定しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） それでは、政策監、どのような方法でヤングケアラーの実態を把握されているか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、2点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

小中学校、園などの関係機関からの通告により、把握をさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 関係機関というと、多い順にどのようなところが一番でしょうか。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 詳しいデータは持っておりますけれども、ヤングケアラーでございますので、学校等が非常に多いというふうに認識をしているところでございます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 地域性とかそういうものは、特にあったりはしますか。どの地域が特に今、多いとか少ないとか。人数も違うとは思いますので、一概には言えないんですが、直感的に何か思うところというのがあったらお願ひいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 承知をしていないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 分かりました。それでは、結果から見えてきた課題をお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、3点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

ヤングケアラーに至るネグレクトや心理的虐待といった児童虐待につきましては、1つの要因で起こるのではなく、保護者の性格や病気などといった保護者に係る要因、あるいは経済的困窮や家族間の不和といった家庭環境に係る要因、あるいは保護者にとって育てにくさを持っている子どもといった児童に係る要因、また地域社会から孤立した社会的孤立による要因といった様々な発生要因がございます。それらが複雑に絡み合っておりますので、1つの機関で支援を行うのではなく、多機関の協働による支援が重要でございまして、それぞれの機関の強みをいかにうまくつなぎ、協働していくのかが課題というふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 小中学校の強み、関係機関ということなので、学校の強み等があると思うんですが、家庭児童相談室の強みという点ではどのようなものが特にござりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 議案質疑の中でも少しお話、説明、回答をさせていただいたところではございますけれども、家庭児童相談室としましては、組織、室一丸となって、それぞれの事案に取り組みをさせていただいておりますので、個々の負担ではなく、全体での取り組みという形を取らさせていただいているところが強みかなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

次に行きます。

ヤングケアラーに対する支援策としてどのような取り組みが行われているか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、4点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

家庭児童相談室では、さきの答弁のとおりでございますが、ヤングケアラーはネグレクトや心理的虐待が引き起こす結果の1つと捉えさせていただいているところでございます。したがいまして、現在、家庭児童相談室が児童虐待防止で行っている養育訪問や、あるいはヘルパー派遣等の活用をはじめ、寄り添った支援を継続することで、結果的にはヤングケアラーの防止につながるものと考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） それでは、教育長にお伺いいたします。小中学校におけるヤングケアラーに対する支援について、現場ではどのような取り組みが行われているか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、稻垣議員の5点目の質問にお答えをします。

ヤングケアラーとは、一般的に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことを指します。しかし、どこからがヤングケアラーで、どこからが家族のお手伝いなのかという点が、非常に判断の難しいところではあります。

家庭内のデリケートな問題でもあるので、家庭児童相談室と協力して、丁寧かつ慎重な対応を行っていきます。学校においては、子どもへの寄り添いを優先させます。子どもの気持ちを傾聴し、どのような支援が必要なのか、ゆっくり話し合うことが重要であると考えています。保護者への対応については、家庭児童相談室と連携しながら進めています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ということであれば、教育長、家庭児童相談室というのは、小中学校においてヤングケアラー問題を扱うに当たって、もう第一のパートナーというような存在でしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今、議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） では、次に行きます。

ヤングケアラーと疑われる児童の保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーはどのような助言、専門的、技術的支援を行っているのか、お伺いいた

します。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、6点目のご質問についてお答えをします。

スクールカウンセラーは、子どもの心理面をサポートします。家庭の状況改善を目指す前に、本人の自己ケアをまずは整えます。ストレス管理やリラックス方法など、適切な休息を自分のタイミングで取れることが大切です。児童生徒と何度も面談を重ね、本人のストレスを和らげられるような支援を続けていきます。

スクールソーシャルワーカーは、家庭児童相談室と学校をつなぎ、福祉的な視点でアプローチ方法を考えます。まずは実態把握と情報共有を行い、場合によっては保護者との面談を行います。ただし、保護者への指導という観点で進めていくのではなく、あくまでも家庭の負担軽減を考え、適切な支援を提案することが目的です。我が子をヤングケアラーにさせざるを得なかったという家庭背景を十分に理解した上で、どの関係機関とつながつていけば、保護者のしんどさを和らげられるかを考え、支援方法を探っていきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

ちょっと事前に通告出していないので、細かいところまで聞くのはちょっと難しいかもしぬないんですが、心理面で、本人の自己ケアをされているということなんですが、大体1か月当たりどれぐらいの面談というか、件数あたりを、もしこなされているような、漠然とした件数でもいいんですけど、もし分かる範疇があれば教えていただきたいんですけど。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今、議員のほうから質問いただいたんですけども、恐らく、それぞれのケースによって違うかな、あるいはその状況によって違うかなということは思いますので、一概に、1か月に何回とかいうふうなことではないと思います。

以上です。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございました。

次に行きます。

ヤングケアラーの支援の効果をどのように測定しているか、またその結果をどのように

活用しているのかをお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、7点目のご質問についてご回答をさせていただきます。

要保護児童対策地域協議会の実務者会議の中で、ケースの支援の進行状況や支援の方法などの点検や見直しを行うとともに、年2回、前期と後期でございますが、児童の全所属先に訪問を行いまして、児童の状況及び保護者の児童への関わり、家庭の様子等を確認しているところでございます。議員が申されます効果の測定という形を行っているというふうに認識しているところでございます。

その結果によりまして、支援の終結となる場合もございますし、また実務者会議でこのような支援や連携ができればというような意見があれば、その意見を代表者会議へ報告をいたしまして、施策化などへつなげるといった活用となっています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

政策監、支援の終結ということは大変よいことだとは思うんですが、具体的に支援の終結とはどのようなその判断をもって支援の終結というのでしょうか。これも個別ケースによって全く違うとは思うんですが、もし分かる範疇でお答えできるようでしたら、お願ひいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 稲垣議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まさに終結でございますので、ヤングケアラーの要因、いわゆる過剰な責任であったり、ケアが解消できたというような形をもって、終結というような形になります。個別具体的なところについては、デリケートな部分でございますので、差し控えをさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

ヤングケアラー支援の充実に向けて、どのような計画やビジョンを現在持っていらっしゃるか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、8点目のご質問についてご回答をさせていただきます。

先に申し上げましたとおり、ヤングケアラーはネグレクトや心理的虐待が引き起こす結果の1つと捉えておりまして、身体的虐待や性的虐待を含めた児童虐待全体の防止を図つていくことで、ヤングケアラーの防止につながるものと考えているところでございます。したがいまして、現在、家庭児童相談室で行っております相談業務や多機関との連携による支援を丁寧に進めるとともに、調整機関を担っております要保護児童対策地域協議会の効果的運営を継続的に進めていくことなどにより、児童虐待防止を図る計画とさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

次に行きます。

ヤングケアラーに関する職員研修の内容についてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、9点目のご質問についてご回答をさせていただきます。

直近では、令和5年度に要保護児童対策地域協議会の代表者を対象に、「ヤングケアラーについて」ということで、「子どもの視点から考え実態を知る」といったことで、研修や、あるいは、令和4年度では、実務者を対象に、「ヤングケアラーについてできることは何かを考える」と題した研修を実施しているところでございます。今後につきましても、継続的に研修機会を設けられるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 今、政策監は、代表者会議、実務者会議等で研修を受けられているということであれば、当然、学務課さんのほうも、出席の対象となるものを、想定を考えますので、出席されていると思うんですが、教育部長にお伺いしてもいいですか。

○議長（山本 剛） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） 要保護児童対策地域協議会の研修に学務課のほうで出席しているかというご質問でよろしかったですか。

○14番（稻垣誠亮議員） はい。

○教育部長（田中明美） はい。代表者会議、実務者会議のメンバーに入ってございますので、出席しているということでお答えさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 車の両輪のように、それぞれ研修を積んでいただいている、大変すばらしいことだと思っております。

次に行きます。

研修の講師はどのように選定されているのか、有識者や実際の支援に携わっている方が講師を務めているのか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、10点目についてお答えをさせていただきます。

県内等でヤングケアラー研修として、積極的に研修講師をされている方に依頼をさせていただいているところでございます。令和5年度では、実際にヤングケアラーの子どもたちの支援をされている特定非営利活動法人こどもソーシャルワークセンターの幸重忠孝理事長を、令和4年度では、実務者対象にNPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・しがの遠城孝幸様を講師に招き、研修を実施させていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

政策監、幸重さんのことは私もよく存じてはいるんですが、その研修の内容の中身まではちょっと。今現在はちょっと把握されて、メモとかあつたらお伺いしたいんですけど、ありますか。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 再質問についてお答えをさせていただきます。

私はそのとき、おりませんでしたが、聞き及んでいる範囲の中でお答えをさせていただきます。

まず、5年度のヤングケアラーについてでご講義をいただいたわけですけれども、研修をさせていただいたわけですけれども、この方も、実際にヤングケアラー等に関わっている施設の方でございますので、事例を交えまして、子どもの視点からの実態を知るという

ことで、講義を賜りまして、今後の支援に生かしていくというような形で、研修のほうをさせていただいたというところでございます。

また、4年度の遠城さんについても同様でございまして、関係機関ができるふうをもう一度、多機関で共同して支援をしていくことになるわけでございますので、何度も振り返りながら見詰め直すということが重要でございますので、そういったところを視点に置きながら、ご講義を賜りながら研修、資質の向上を図ったということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 安心いたしました。研修の効果はどのように測定、評価しているか、研修後のフォローアップや評価方法についてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、11点目のご質問にお答えをさせていただきます。

研修の効果等につきましては、具体的な指標等を用いた調査は実施をしておりませんが、研修に参加いただいた方からは、参考になった等の声を頂戴しているところでございます。

また、当該研修は、要保護児童対策地域協議会の構成員である外部を含めた関係団体を対象に実施をさせていただいたもので、各関係団体にて復命等によりまして、伝達研修をされておられるものと認識をさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

学務課のほうは感想とか特に何か、もし聞いていらっしゃったらお伺いしたいんですけど、前向きな感想でも、どのようなことでも結構なんですが、お耳に入っている範囲でお願いいたします。

○議長（山本 剛） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） 申し訳ございません。私のほうでそういった感想等を手持ちでございませんので、ちょっと今お答えすることができないので。申し訳ございません。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） それでは、次に行きます。

令和6年度において、ヤングケアラーの支援が必要な、あるいは可能性がある児童生徒

が判明した場合、小中学校は家庭児童相談室とどのような連携を行っているのか、個別具体的にお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、12点目のご質問にお答えをします。

ケース会議を行い、情報共有の整理をした後、学校ができること、家庭児童相談室ができること、他機関ができることなど、役割分担を行い、それぞれの関係機関が同時進行で児童生徒への支援に当たります。決して1つのアプローチではなく、多面的に捉え、様々な知見から原因究明を図っていきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 次に行きます。

ヤングケアラーの社会的認知度を高めていくため、家庭児童相談室はどのような点を努力したか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 13点目の質問にお答えをさせていただきます。

先にお答えしましたとおり、関係機関への研修をはじめといたしまして、図書館や健康福祉センターにポスターの掲示や、あるいはパンフレットの設置、民生委員、児童委員へのチラシの配布といった市民の認知度を高める取り組みを行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 私見にはなりますが、ヤングケアラーの存在 자체を一概に絶対悪とするのは適切ではないかと考えております。ケースにもありますが、ヤングケアラーは家族を支えるという重要な役割を果たしている側面もございます。デメリットである学業への影響や心身の負担等々、メリットである責任感、問題解決能力の向上等もあり、総合的に勘案し、適切な支援により負担の軽減、児童のケアをすることが児童の成長につながると思慮いたしますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 14点目のご質問についてお答えをいたします。

家族の代わりに料理や洗濯、買物などの家事をすることで、自分のゆったりとできる時間が取れなかつたり、学業不振につながつたりすることは、子どもの成長にとって、あ

ってはならないことだと考えます。ただし、料理をすること、洗濯をすることなどの行為そのものが絶対悪というわけではありません。何が違うのかと申しますと、そこに親のサポートや見守り、見届けがあるかどうかです。稻垣議員のおっしゃるとおり、家族を支える行動は、責任感や問題解決能力が向上していくと思われます。しかしながら、児童生徒にとっての大きな負担が、お手伝いをヤングケアラーに変えてしまう可能性もあります。保護者は子どもに対して過度な要求になつてないように気をつけていかなければならぬと私は考えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 親のどう見守るかという点なので、大変判断が難しい問題だと思うんですが、教育長も現職時代、やはり迷われることとかもありましたか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 私も長年、教員をやっておりましたが、そういう中において、これが本当にヤングケアラーなのか、あるいはお手伝いという範囲のものなのかというのは、迷うことは多々ありました。ただ、実際的にそのときだけを見るのではなくて、長期的な流れの中で、この子にとっての、今、一番どういうことに悩んでいるのか、あるいは困っているのかというふうなところの視点で、子どもたちを見ていましたかなと思います。毎日子どもたちの様子が違うわけですけれども、そういう様子を、例えば日記に書いてもらったりとか、あるいは相談をしたりとかというふうな中で実態把握していくということが一番大事なのかなというふうに思わせてもらいました。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ということであれば、生徒児童だけではなくて、その保護者との密なコミュニケーションは、やはり欠かせないということなんでしょうか。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） おっしゃるとおりであります。ただ、直接的に最初から親にというわけではなくて、やっぱり十分子どもと話をするとかいうふうな中において、日常的な子どもの様子がひょっとしたら違うという場合においては、それが何で違うのかというところ辺は、また保護者と相談をしながらというふうなことになるだろうというふうに思

ます。

以上、お答えとさせてもらいます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

次に行きます。

これも私見で、かつ一例ではございますが、児童の様々な家庭や学校の環境要因により、学校生活になじめず、不登校が一定数存在する中、家族を助けるべく自ら登校しないという意思をもって、兄弟等の養育を行い、自己肯定感を得ている場合も当然あるかと思慮いたします。その際、小中学校が画一的に安易にヤングケアラーと判断、あるいはその疑いありとすることは、児童の子どもの権利条約、児童の権利に関する条約を否定するおそれがあり、適切な保護と支援のもと、教職員には慎重な判断が求められると思いますが、教育長にお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） では、15点目のご質問にお答えをします。

子どもの権利条約の中には、生きる権利、成長する権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利など、様々な権利がうたわれています。

家族を助けるべく、自ら登校しないという意思を持って兄弟などの養育を行うことも1つの権利なのかもしれません、それは同時に、学ぶ権利や遊ぶ権利などを放棄してしまうことにもなりかねません。子どもたちのそれぞれの権利を尊重するためにも、私たちができることは、ヤングケアラーを抱えている児童生徒をしっかりとアセスメントすることです。家庭児童相談室と連携し、多方面からのアプローチを考え、しんどい思いをする子どもたちを一人でも救えるような支援をしていきたいと考えています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

学校の教職員の先生方も大変頑張っていらっしゃると私は聞き及んでおりますが、そのように理解して、捉えてよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 議員のおっしゃるとおり、教職員は毎日子どもたちのいろんな状況をしっかりと見ていくというふうに私は思っています。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございました。

次に行きます。

評価の分かれるところであると思いますが、2020年6月時点での累計発行部数約3,000万部を突破した第26回小学館漫画賞受賞の「じゅりん子チエ」の主人公、竹本チエの生活環境はヤングケアラーに相当するのか、教育長の人生経験等を踏まえて、お伺いできればと思います。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） では、16点目のご質問にお答えをします。

小学5年生のチエが父親の店を切り盛りするという点を切り取れば、ヤングケアラーに相当するかもしれません。しかしながら、「じゅりん子チエ」の舞台は昭和50年代の大坂の下町となっており、今から50年ほど前の時代設定です。その当時の時代背景が今の世の中の理解とは異なるため、一概にヤングケアラーに当たるかどうかは回答できかねます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 時代の変革ということなんですが、やはり、じゃ、現在の教育長が見られるヤングケアラーと教育長が初任者の教員時代のときのヤングケアラーの考え方というのは、やはり大きな差があるということですか。

○議長（山本 剛） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今、議員からおっしゃっていただいたんですけども、私が教員をというのももう40年以上前にもなりますので、ひょっとすると、そういう部分の中では重なり合うところがあるかもわかりませんが、当時、私が教員をしていて、それがヤングケアラーだというふうな認識は持っていました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございました。

本市において、ヤングケアラーになった子どもの成長過程における悪影響は、どのようなことが見受けられますか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、17点目のご質問にお答えをさせていただきます。

家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーの子どもたちについては、学習環境も整わず、友人と遊ぶ等の子どもらしい生活が妨げられるなどから、その年齢での経験や体験による会得や習得すべきことができないことにより、学力不足による未来への不安を抱えたり、コミュニケーション能力が得られにくかったりといった影響が推測されるところでございます。また、このことにより、身体的な、健康問題や心の疾患、また、子どもたちの社会性の発展に障害を与える可能性があるものと考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 先ほど16番で伝え忘れたんですが、教育長の教員経験の生活を踏まえて、答弁いただいてありがとうございます。

次、18番目に行きます。

保護者の育児疲弊解消のため、休息時間を確保することは健全な家庭環境構築に大切であると考えます。それに伴う短期入所生活援助事業の実績を含め、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、18点目についてお答えをさせていただきます。

保護者の育児疲れや育児不安を要因として、育児負担軽減を目的とした利用をしていたいっているところでございます。令和6年7月末時点で延べ11世帯、44日間のご利用となっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 保護者のほうからどのような声が上がっているか、もし分かる範囲であれば、お願いいいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 再質問にお答えをさせていただきます。

具体的な声を、私は直接は聞いておりませんけれども、その期間、やはり育児疲れや育児不安で入っていらっしゃるということから、一定の軽減が図れたというところで、元ど

おりの生活を過ごしていただいているものというふうに認識をしているところでございます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 保護者の育児疲弊解消のため、休息時間を確保するため、同様に福祉サービスや家事支援を行うことも有効だと考えますが、件数等も含めて、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、19点目のご質問にお答えをさせていただきます。

子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭に対し、育児、家事支援を行うことで適切な養育が実施できるよう、養育支援ヘルパー派遣事業を実施しているところでございます。この事業は民間事業所に委託をし、支援家庭に対し、食事、衣料、生活環境などについての援助や助言を行い、支援家庭の生活維持や改善、家庭の養育力や児童自身の生活能力の向上を図ることを目的としているところでございます。

今年度については実績はございませんが、令和5年度では2世帯、12回の派遣実績でございます。

また、相談内容によっては、ファミリー・サポート・センターや一時保育事業、あるいは民間のヘルパー事業の紹介をさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） それでは、次に行きます。

中央児童相談所の連携の現状についてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、20点目のご質問にお答えをさせていただきます。

中央児童相談所、いわゆる中央子ども家庭相談センターとの連携でございますが、多問題を抱える困難ケースといったような専門的な知識や技術を必要とする家庭への支援に関して、それぞれ個々に助言を受けているところでございます。

また、家庭児童相談室が事務局を担っております要保護児童対策地域協議会の委員いたしまして、当該センターも参加をいただいておりまして、ケースの相談対応の進行管理

や技術的援助や助言など、当該会議を通じて連携も図らさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

中央児童相談所との連携による効果や成果についてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、21点目のご質問にお答えをさせていただきます。

ケースの相談対応に関する助言、技術的援助により、家庭児童相談室をはじめ、関係機関間のケースに対しまして目指すべき援助方針の統一が図れ、適切な支援につながる効果や、あるいは成果があるものと認識をさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） それでは、同じく中央児童相談所との連携の中で発生する課題や問題点があれば、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、22点目のご質問にお答えをさせていただきます。

助言を求めれば技術的な部分を含めた助言をもらえておりまして、連携は図れているものと考えているところでございます。

課題や問題点を強いて挙げるとするならば、希望する全てのケースに対しまして、その都度、中央子ども家庭相談センターを含めた全ての関係機関が集まってケース検討をする時間が持てないことが課題というふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） それでは、その会議を持つためにはどのようなことが必要なんでしょうか。予算でしょうか、時間でしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） もう調整に尽きるものというふうには思いますけれど

も、もちろん時間も必要になってございますので、速やかに調整を図りながら対応をさせていただいているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ということであれば、ソフトの面が非常に大きいのかなとは思いましたが、やはり、じゃ、その管理職さんの調整能力にかかっているというふうにお伺いしたらよろしいでしょうか。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 再質問にお答えをさせていただきます。

調整が管理職に限ることではないというふうに認識しておりますので、それぞれケースにより担当、あるいは、チームで行っていますけれども、誰かがその会議のほうに出ながら、それぞれの支援方法について議論を交わせていただくという形でございますので、柔軟に対応していくことが一番必要ではないかなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございました。

家庭児童相談室が対応している業務のうち、養育相談の以下の4項目についてですが、子育ての悩み、しつけや教育、家族関係、学校生活、以上どのような相談が行われているか、個別具体的にお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、23点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

家庭児童相談室に直接来庁された場合や、あるいは電話があった場合につきましては、議員が通告いただいている1から4の相談内容を区分せず、直接対応させていただいているところでございます。それ以外では、学校、発達支援センター、あるいは市民生活相談課、障がい福祉課であったり、健康推進課など、他課と連携する中で、お示しいただいています1から4の相談が上がってきた場合は関係機関と役割分担をしつつ、場合によつては直接お会いをさせていただきながら相談支援ができるよう、協働での支援体制を敷き、相談支援に当たっているところでございます。

なお、相談内容につきましては、通告にご記載をいただいている内容を丁寧にご支援させていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

政策監、学校側さんからも、健推さんほうからも、本当にいろんな相談が来ると思うんです。もういくらあっても時間が足りない状況であるかと思うんですが、その辺、現場はどうですか。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 再質問にお答えをさせていただきます。

適切に対応をさせていただいているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 応援しております。

次に行きます。

養育相談に対応するには、共感力、コミュニケーション能力が重要になってくると思われます。現状対応している家庭児童相談室職員の技量についてどのように考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、24点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

個別的人事評価に関わることでございますので、差し控えをさせていただきたいというふうに考えているところではございますが、家庭児童相談室では、先ほど申し上げたとおり、組織として日々の業務に取り組んでおりまして、その一翼を担う各室員は、与えられた業務を適切に執行しているものと認識をさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ぜひ応援してまいりたいと思っていますので、原課のほうに伝えていただきたいと思うのですが、よろしくお願ひいたします。

次に、25番に行きます。

子どもを保護された親と保護する側は対等な関係ではなく、相談援助、治療的対応、共感的な関係の構築には、職員は保護される側から信頼される必要があり、そのためには、高潔な人格と誠実な対応が重要であると考えます。家庭児童相談室統括者の意識していることについてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、25点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

先の答弁と重なる部分はございますが、家庭児童相談室では、組織として業務を遂行しているところでございまして、組織の長である室長をはじめ、室員全員が、子どもの笑顔はみんなの安心といったその認識のもと、誠実に業務を行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 安心いたしました。こちらも応援しておりますので、よろしくお願ひいたします。

ちょっといくつか、2点ほど再質問を行いたいんですが、お願ひいたします。これ、日々の業務の中で模範となる日々の、特に全員に言えることなのかもしれませんけど、特に管理職さんかな、日々の業務で模範になるため、具体的にどのような行動を取っていらっしゃるか、もし何かあれば、お伺いできればと思います。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 再質問についてお答えをさせていただきます。

個々の事象については、申し上げることは難しうございますけれども、管理職という立場からしますと、業務の管理もそうでございますが、人事管理も含めて、適切に管理をしていただいているものというふうに認識をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 私などが思うのは、やはり率先して、今、管理職というお言葉が出ましたけど、管理職であっても率先して現場に入って、具体的な支援の仕方や専門的な知識を基に指導するなど、学びやすい姿勢などをつくっていただいて、後進の指導に当たっていただくということも1つの事例なのかなと思うんですが、政策監、どう思われますでしょうか。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 再々質問についてお答えをさせていただきます。

先ほど来から申し上げているとおり、サポート、支援につきましては、家庭児童相談室組織全体として取り組みをさせていただいているところでございます。ですので、管理職だけに捉われず、職員全体の意識、知見のレベルアップを図っていく必要があると思いますので、日々そういったところで研さんを積んでいるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 分かりました。ありがとうございます。

組織全体ということなので、26、27は一括で言っても、答弁内容も似てくるのかなと思うので、そうさせていただきますね。よろしいですか、政策監。

前回の令和6年6月定例会の一般質問においても述べさせていただいたんですが、家庭児童相談室に所属している母子保健の専門家である保健師さん、人事異動で来られた4月と比較して成長著しく、各種会議をリードして、存在感を増しているように伺っております。

また、先ほど出てきました養育支援訪問員さんに関しましても、1個人配置にもかかわらず、長年適切に業務をこなして、市政において重要な役割を果たされて、その努力と貢献に対して応援したいと考えております。個別の評価はできないと思いますので、全体の組織として頑張っていらっしゃることなので、ぜひ応援してまいりたいと、そういう思いがありますので、それに対して、もし何か見解をいただければ、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、26点、27点のご質問について関連して、お答えをさせていただきます。

議員ご了知のとおり、人事評価に関わることでございますので、回答については、差し控えをさせていただきたいというふうに思います。

組織といたしまして、業務を遂行していく中で、それぞれ与えられた業務、タスクを適切に遂行しているものと認識をさせていただいているところでございまして、それぞれが頑張ってやっているものというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

政策監と思ひは共通で、本当に頑張っていらっしゃると思います。期待しております。

次に行きます。

前回令和6年6月定例会で行った一般質問の通告の後、管理職のみならず、他の一般の家庭児童相談室職員にも通告内容及び答弁内容を速やかに共有することは、効果的な業務遂行と透明性の確保に重要であると考えますが、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、28点目のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

一般質問に係る通告内容や答弁内容の共有は、重要というふうに認識をさせていただいているところでございます。通告内容につきましては、府内の電子掲示板、イントラのほうに掲載をされますので、家庭児童相談室の全職員が共有をさせていただいているところでございます。また、答弁内容につきましても、当該職員が閲覧できるよう、フォルダに格納するとともに、紙ベースで回覧し、速やかな情報共有を図らさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

それでは、ちょっといくつか再質したいんですが、この一般質問終了後の通告後の共有については、理解はしたんですが、終了後の原課内の総括についてもお伺いしたいんですが、今後の施策や改善点を見つけるためにも非常に重要であると考えるんですが、総括の実施状況はどうでしょうか。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 再質問についてお答えをさせていただきます。

総括というところにつきましては、総括は行ってはおりませんけれども、先ほど申し上げたそれぞれの中で通告内容、あるいは答弁内容を理解し、そして今後の支援の中に生かしていくというような形を取らさせていただいているところでございます。もちろん、ケース、ケースによっては、そういったご質問していただいたところがヒントになったりするところも多々あったりしますので、そういったところを活用させていただいているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

政策監、ただ、やはり僕は一般質問が終わって、その結果、総括の結果を基に改善策であったり、改善策が実施して反映されたりするということが、やはり僕は王道なのかなと思うんですが、そこは必要ないという考え方ですか。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 再質問にお答えをさせていただきます。

振り返りであったり、見直しが必要ないということを申し上げているわけではなくて、総括という意味合いにおいては、実施をしていないということでございまして、もちろん、先ほど申し上げたとおり、通告内容や答弁内容で改めるべき、あるいは推進していくべきものについては、支援の中で取り入れていっているというところでございますので、ご理解賜りますようお願ひいたします。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 現在の状態については、分かりました。私の私見ではあるんですけど、政策監、やはり、総括はある程度頻度とかタイミングとかを踏まえて、僕はしていったほうがいいんじゃないかなと思うんです。ただ、原課の方針として、そこまではということであれば、それでもいいんですけど、検討だけでもちょっとたたき台に上げていただきたいと思うんですが、どうでしょうか、する、しないは別として。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、再々質問についてお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げたとおり、一般質問、あるいは答弁内容につきましては、非常に重要なところでございますので、今後の支援の中で取り入れられるものというのは数々あろうかというふうに思いますので、その辺は十分に理解した上で、今後の支援につなげていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

次に行きます。

現在、相談種別における児童虐待相談において、家庭児童相談室が対応している母子生

活支援施設利用の本市の支出する費用について累積負担額を年度当初から改めて月ごとにお伺いします。ちょっと質疑とかぶる、重複するところがあるかもしれません、すみません。お願いします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、29点目についてお答えをさせていただきます。

4月は利用がございませんでした。5月が53万4,755円でございます。6月が47万1,555円でございます。7月が47万1,135円でございます。8月は、議案質疑通告日、8月30日現在でございますが、46万4,220円で、累積負担額につきましては194万1,665円でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） それでは、次に行きます。

前回、令和6年6月定例会の一般質問において当職は、母子生活支援施設の入所、生活に関して、「現行予算を超過する可能性が大きく、市民福祉の観点から補正予算を出していただきたい」と質問いたしました。それに対して、「必要とあれば補正予算をお願いしたい」と答弁を受けました。ただ、現場を見てみると、私見ではありますが、回避行動があったかのようにうかがえます。そのため、当職は、仮に今定例会で補正予算が成立したとしても、退避されている母子のお気持ちや境遇について大変憂慮しています。当職は母子の利益を最大限に守るため、家庭児童相談室と母子との間で入居継続について、仮に見解の不一致（原課としては退所方向）が発生するようなことがあれば、原課方針を支持できず、独任制議員として母子生活支援施設での入居継続を支持することになると思います。いずれにしましても、今後、措置元として母子並びに母子生活支援施設の価値観を尊重し、強引な誘導、指導は決して行わないよう要望いたしたいと思いますが、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、30点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、母子生活支援施設とは、児童福祉法第38条に規定されている施設でございまして、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護す

べき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談、その他援助を行うことを目的とする施設でございます。

したがいまして、当該施設の目的でございます自立に向けて適切なアドバイス等の支援を行っているところでございます。また、今後においても、同様に自立に向けて適切な支援を行っていきたいと考えているところでございます。

なお、本定例会への補正予算の提出に当たりまして、退所を強引に誘導し、補正予算の回避行動がうかがえたとのご意見でございますが、そうした事実は承知しておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 分かりました。ありがとうございます。

先ほどの回避行動というのは、その5月、6月の前回の一般質問前後のことを行は申し上げていたんですが、そこは、見解は一致してよろしいですね。分かりました。

では、31番に行きます。

同じく、前回の令和6年6月定例会の一般質問において当職は、母子生活支援施設の退所に関して、「信頼関係を破綻する、ないしは毀損するような行為は現状起こっていない」と理解してよいか」と質問いたしました。それに対して、「大きな問題は生じていないものと認識する」と答弁されましたが、一般論として、全く問題がないということは考えにくく、仮に前回の答弁後の調査の結果、課題があった場合、現状は大きく改善されたのか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、31点目のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

前回と同様に、現状は特段変わっていないものと承知をさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 分かりました。ありがとうございます。

では、次に行きます。

同じく、前回令和6年6月定例会一般質問において当職は、「令和6年度の要対協管理

されている要保護児童の案件について、職員は1人当たり何件を受け持っているのか。また、特定の職員に負担が偏っていることはないか」と質問いたしました。それに対して、「要保護児童ケースにつきましては、8世帯24児童でございまして、本年4月1日現在におきまして、会計年度任用職員を含め、職員1人当たり4件となり、特定の職員への負担もない状況である」、「職員1人当たり4件という形で平準化も含めて対応している」と答弁されていますが、統計学的に、僕は数学が大好きなんですけど、野洲市内の分布においてこの地域や学区ごとに隔たりがあるのが通常であると思慮されるんです。なので、等分化は想定しづらいと思うんです。答弁の補足とか修正がございましたら、説明を求めます。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、32点目のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

本市の6小学校区を、子どもの人口や過去の実績等に基づきまして、2グループに区分をさせていただいているところでございます。この1グループを複数名で対応することとしているところでございまして、またケースが重なる場合等は家庭児童相談室全体の協力体制で対応しております。職員負担の偏在がないように努めさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） つまり、負担は偏っていないということでしょうか。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 過度な負担はかかっていないというふうに認識をしているところでございます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 質問が重複するかもしれませんけど、これ、現場で直接要保護児童のケースを担当している職員に限定した場合、1人当たりの担当件数はどのようになりますか。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 稲垣議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

先ほど稻垣議員がおっしゃられた算数式の計算で出てくる数字という形になってこようかなと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ということであれば、現在は現場職員の負担をさらに軽減させるためには、具体的な改善策とかは特に検討されていない状態ですか。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） まず、本市の相談件数でございますけれども、県内の一覧表等、統計が取られておるところでございますけれども、本市が相談件数として突出した形での相談を受け、業務を行っている状況ではございません。そういったところの1つの目安としましては、一定、現家庭児童相談室の職員により対応することは可能かなというふうに思っているところでございます。

ただ、当該家庭児童相談室の業務については、今のように児童虐待等、突発的に起こつてくる可能性というのは、否定できないわけでございますので、昨年度の実績と今年度の実績、年度途中でございますけれども、今年度については多くなってきている状況でございます。したがいまして、その都度その都度、変化が生じてきているというようなところでございますので、その都度で対応する必要性というのはあるのかなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

私も現場の職員に負担が、それほど過度にかかっていないというふうに返されてしまうと、それ以上、私も申し上げることはないんですが、ただ職員さんに対して優しい対応を求めるたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に行きます。

家庭児童相談室は調査業務を伴う支援機関であります。相談者との間には権力バランスの差があることを認識する必要があり、調査される側にとってみれば、支援機関とはいえた外部者であり、双方の交渉力には圧倒的な差がございます。調査を行う家庭児童相談室側は、相談者の自己決定権の尊重を心がけることが大切であると思いますが、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、33点目のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

調査を行うことは、事実確認や現状把握のためには必要不可欠でございます。調査や援助方針等に当たっては、相談者等の意思を尊重しながら進めていく必要があると認識をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 分かりました。この相談者の自己決定権、要望ですね。私は地域であったり、園であったり、市民生活相談課とか健推さんとか、いろんな意見を聞くんですが、特に園への送迎とか食料品の運搬、そしてお引っ越しの手伝いとか、いろいろ具体的な支援をされているというふうに聞き及んでおります。これは多くの家庭にとって大きな助けとなっていると思っております。このような活動は家庭の負担を減らして、結果として子どもたちの安心に重要な役割を果たしていると思うんですが、そのあたり、頑張っていらっしゃると思いますが、評価についてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 再質問についてお答えをさせていただきます。

児童虐待につきましては、先ほども申し上げたとおり、いろんな要因が複合的に重なって起こっているものでございます。したがいまして、関係機関を含めて、いろんな団体も含めまして、それが支援をしていただきながら進めていくことが肝要かなというふうに思っておりますので、皆様のご支援等を賜りながら進めてまいることが一番重要というふうに認識させていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 本当に家庭児童相談室の役割について評価しておりますので、ありがとうございます。

次に行きます。

定期的な外部監査を導入することで、第三者の視点から活動の適正性を評価し、改善点を見つけることが可能だと思いますが、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、34点目のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

第三者の視点による評価という点におきましては、要保護児童対策地域協議会の実務者会議の中で、定期的にケース支援の進行状況や支援の方法などの点検や見直しを行っているところでございます。また、会議には滋賀県スーパーバイザーの方にご出席を賜りまして、ケースの対応等について助言をいただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 次に行きます。

職員が権限を適切に行使するための教育や研修の内容についてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、35点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

毎年、滋賀県が実施をしていただいている児童福祉司任用前講習会や要保護児童対策調整担当者研修に参加をさせていただいておりまして、児童虐待の援助に関わるものや社会福祉援助技術に関わるもの、また関係機関との連携、協働などに関わるものなど、様々な研修を受講させていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 次に行きます。

ありがとうございます。

家庭児童相談室は他部局と異なり、権限と秘匿性の高さがあることから、統括者を中心に管理職がその強力な権限を適切に行使しているかどうかを確認し、不適切な行使がないようにするための監視体制を置く必要があると思います。個人情報保護を最優先し、二元代表制のもと、当職も独任制議員として家庭児童相談室の活動を、監視という言葉はあまり好きではないんですが、監視する重要な役割を担う必要があると思いますが、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、36点目のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

家庭児童相談室は、子どもの養育、家庭環境、子どもの虐待など、子どもに関する問題について相談及び助言、また関係機関と連携しながら支援を行っているところでございます。また、必要に応じて、後方支援機関でございます子ども家庭相談センターに専門的助言や協力、一時保護などを求めたりすることもございます。したがいまして、家庭児童相談室単独で権限を行使することはなく、関係機関連携、監視のもと、適切な支援を行っているところでございます。

なお、稻垣議員の役割につきましては、私が申し上げる立場でございませんので、答弁をいたしかねます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） それでは、再質問させていただきます。

これ、政策意思形成過程において、今、いろいろ連携されているということで、担保されているという発言がありました。これ、全ての業務執行がそういうケース会議連携で扱えるわけではなくて、やはり時として現場の政策判断というのを誤ることもあると思うんです。しかし、なので、議員として独自の立場で適度な、やはり監督機能、監視機能を果たすことは、新たな緊張感と、補正予算の質疑のように政策の質を向上させる一因もあると思うんですが、もしお伺いできればと思います。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 再質問についてお答えをさせていただきます。

先の答弁のとおり、私が申し上げる立場ではございませんので、答弁はいたしかねます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

私はただの一議員で、家庭児童相談室は大きな組織ですから、私の見守り等はたかが知れていると思います。竹やりで巨大な要塞に立ち向かうようなものだと、私は考えております。それでも議員として、二元代表制の役割を果たすため。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。

（午後2時14分 休憩）

（午後2時15分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事進行に関わって、東郷議員から発言がございますので、これを許します。

東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 先ほどの稻垣議員の質問の中で、家庭児童相談室とご自身を例えて、竹やりで巨大な組織に立ち向かうというような表現がありました、極めて不穏であると思います。

以上です。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 質問を修正いたします。一個人と組織との対応になるかと思いますので、一個人として、役割を果たすために、引き続き適度な対応を取っていきたいと思いますので、ご理解いただけすると幸いでございます。

それでは、次の質間に移らせていただきます。

開示結果不服に対する情報公開請求の審査請求書の提出は、本市において過去10年間何件提出されているか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、37点目の過去10年間の情報公開請求の審査請求の件数についてお答えいたします。

過去10年の審査請求は8件でございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 審査請求書の提出後の流れを系統別にお伺いできればと思いますが。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、38点目のご質問にお答えいたします。

審査請求書の提出後の流れでございますが、審査請求を受けた後、まず審査庁が審査請求書の形式審査を行います。形式審査を行った後、審査庁において審査請求人の主張の内容を検討し、審査請求の全部が認容できると判断したときは、野洲市公文書管理・情報公開審議会へ諮問を行わず、認容の裁決を行います。審査請求人の主張内容を検討しても、なお非公開や部分公開とすべきと判断した場合は、野洲市公文書管理・情報公開審議会へ諮問を行います。そして、審議会から答申を受けた後、審査庁が裁決を行い、処分庁と審

査請求人に送達するという流れになります。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 総務部長、ありがとうございます。

実施機関及び野洲市公文書管理・情報公開審議会での容認の過去10年間の件数をそれお伺いできればと思います。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 39問目のご質問にお答えいたします。

過去10年間に審査請求があった8件について、野洲市公文書管理・情報公開審議会において、非公開とした情報を公開または部分公開とすべきという答申を受けた件数は、2件でございます。いわゆる容認をされた件数は2件ということでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございました。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

令和6年7月19日に、こども家庭局子育て家庭支援課の過年度の予算要求等について、政務調査を目的に情報公開請求（野洲市財政局第112号）を政策調整部財政課に対して行ったところ、8月5日の旅費の総額（2か所）が非公開部分（黒塗り）処分となりました。当職は野洲市情報公開条例の運用を誤ったものと考え、処分を取り消すよう、8月7日、審査請求書を提出し、野洲市公開文書管理・情報公開審議会の意見を求めるべく、利益の回復を図りました。

8月23日、今回の審査を担当する機関である政策調整部より連絡があり、協議の中で、仮に審査請求を当職が取り下げた上で、改めて、政策調整部財政課に対して、当該部分の開示修正を求めた場合、どうなるのか伺ったところ、請求内容を認め、開示されるのではないかと、一転、方向性を伺うことができた。このように当初判断が維持できず、一転、判断が逆転する可能性が高まったことについてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） それでは、稻垣議員の40点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、議員からの情報公開条例に基づく個別の審査請求に関することでございますので、

現在手続中であるということを踏まえまして、子細は差し控えさせていただきますが、経過の整理ということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

8月7日に提出されました審査請求書につきましては、その内容を政策調整部において状況確認を行うために、財政課を通じまして、子育て家庭支援課に情報公開の一部開示の箇所点検を改めて行ったところでございました。

当初の判断におきましては、情報公開の当該部分については、エリアが分かって、行き先を特定することが可能であれば、個人の生命、財産に関わる部分でありますので、情報の特定につながるおそれがあるといった判断をしたものでございますが、改めて、今回の請求全容に当たります2か所の非公開部分について、開示しても不利益にはならず、情報の特定には至らないといった考えに至るところでありましたことから、請求の主訴を全部認容してはどうかというところを含めまして、その方向性までを庁内で位置づけ、早期簡明な対応についてご相談をさせていただいたところでございます。

以上の説明につきましては、審査請求人でございます稻垣議員に丁寧にご説明をしたつもりではございましたが、お互いの信頼関係に基づく適切な事務対応が図られるよう、今後も留意してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

私、政策調整部の対応については、財政課を含めてですけども、大変感謝しております。改めて、その点を申し上げさせていただきます。

最終決裁者である市長に対しても、そのように同様に考えております。ありがとうございます。

再質問を3、4点ほどちょっと行いたいと思っていますが、これ、前後の事情を簡潔に説明しますと、審査請求人は私でありますが、今回の部分非開示の判断を行ったのは、請求先である財政課となっていますが、この予算要求書の請求元は、家庭児童相談室の内容のため、財政課から請求前に事前協議の中で、黒塗りの箇所を判定するに際し、これ、私は財政課との協議の中でお伺いしたことなんですが、財政課には、我々には権限はないので、家庭児童相談室にあることなので、財政課が家庭児童相談室に行き、どこを黒塗りにするかは指示を受け、非公開部分を設定していますとのことでした。

一般論として、非開示決定が一転覆るということは事実上想定しにくく、情報公開とい

うのは民主主義の大原則であって、その責任は重大であると考えています。ただ誰にでもミスはあるもので、僕としては、道義的責任として、家庭児童相談室の統括長より、挨拶程度ぐらいの謝意はあってもいいのかなと思ったんですが、これまで一切ないんですね。これは私ではなくて、やはり市民に対する冒瀆であると私は考えております。よって、家庭相談室の統括者の謝罪を求めたいと思っていますが、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 稲垣議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、基本的に請求をしていただいたところが財政課でございますので、財政課のほうから開示をされたというところだけは押さえていただきたい。さらに、市としてその決定をさせていただいたというところでございます。その中で、今、財政課のほうからお聞きされているということでございますが、情報の元というのが家庭児童相談室でございますので、そういったところで確認等はあったというふうには思いますけれども、決定したのは野洲市でございますので、そういったところからしまして、今般、一部、改めて開示をさせていただくというような形での改めになるわけでございますので、その点につきましては、申し訳ないなというふうには思っているところでございます。

今後、適切な事務が図られるよう留意をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 1点、ちょっと補足をさせていただきます。

政策監のほうからお答えをさせていただいたと思うんですけども、当該申請の手続につきましては、財政課のほうで対応させていただいておりますので、このラインで判断をさせていただいたものであるということでございます。

それと、現在手続中であるということでございますので、最終的な判断ということではございません。あくまでご相談を申し上げたという内容をご答弁申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稲垣誠亮議員） そこの前後の事情をそれぞれ両部長から答弁いただきました。その内容は当然私も十分認識しております。ただ、これ、部分非開示決定された8月5日

から本日まで、かなりの日数があるんですね。かつ、一部非開示決定後、財政課と協議の中で、財政課からすぐに家庭児童相談室のほうに、8月6日、8月7日と直接出向かれて、ここは開示になるのではないかと、そういったような協議をされたと聞き及んでおります。にもかかわらず、普通であれば、同じ庁舎にいるわけですから、そんな大げさに謝ってほしいとか言っているわけではないんですよ。一言、すみませんでしたとか、何かそういうものがないというのは、僕は先ほどの答弁の繰り返しになるんですけど、今後情報公開請求をされる方を含めて、やはり僕は市民への冒瀧ではないかと思っています。

今、政策監から謝罪を受けましたけど、やはり担当された統括者の方から僕は謝罪を受けたいと思っています。お伺いいたします。

(「議事進行」の声あり)

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。

(午後2時28分 休憩)

(午後2時30分 再開)

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの稻垣議員の発言ですけれども、ここは一般質問の場でございますので、謝罪を求めるような場ではございませんので、控えていただきたいというふうに思います。注意をしておきます。

稻垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 分かりました。

最後、じゃ、再質をさせていただきたいと思います。これは健康福祉部政策監と政策調整部長それぞれにお伺いしたいんですが、今後、同様の事例が発生する場合に、情報公開の適正な運用を図るため、今まで以上に、それぞれ慎重に対応していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。お願いします。それで終わりたいと思います。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 今回、審査途中でご相談を申し上げたということでございましたので、その経過をご説明させていただいたまででございます。もちろん、議員おっしゃっていただきますように、公開に際しましては、十分に精査を行って、その判断が適正な判断かどうかということにつきましても、十分精査を行いながら、処理を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 稲垣議員の再々質問についてお答えさせてもらいます。

今後も留意してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） そのお言葉をいただきまして、ありがとうございました。

以上で、一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本 剛） 暫時休憩いたします。再開を午後2時50分といたします。

（午後2時32分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2号、第13番、山崎有子議員。

○13番（山崎有子議員） 第13番、創政会、山崎有子です。よろしくお願ひいたします。

私は、「こども誰でも通園」制度と現在野洲市で実施している支援について質問いたします。

政府は2023年6月1日に少子化対策として親の就労の有無にかかわらず、全ての子どもが保育園等を利用できる、こども誰でも通園制度創設を打ち出しました。就労していないため、保育園を利用できない方々の負担を軽減し、育児の孤立化を防ぐのが狙いです。毎月一定の枠内で時間単位で利用できる通園給付となる予定です。制度の今後の見通しと現在野洲市で実施されている未就労の保護者の方への育児支援について伺います。

1問目の質問です。

こども誰でも通園制度の現在の取り組みの状況と今後の実施までの見通し、そして滋賀県内ではモデル事業として取り組んでいる市町があるのか、伺います。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、山崎有子議員のこども誰でも通園制度と現在市で実施している支援につきまして、1問目についてお答えをさせていただきます。

こども誰でも通園制度につきましては、現在、全国の115自治体において試行的事業が実施されておりまして、滋賀県内では米原市が実施をされている状況でございます。

国が示しております今後の予定でございますが、令和7年度に地域子ども・子育て支援

事業として制度化し、令和8年度から新たな給付として、全国の自治体においてこども誰でも通園制度を実施するとされているところでございます。

野洲市における対応状況といたしましては、国からの情報把握及び分析、市内保育所等への制度周知、県内他市町との情報交換等を行うことによりまして、令和8年度から始まりますこども誰でも通園制度に向け、準備を進めさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） 2点目の質問をいたします。

モデル事業実施後、検討された上で制度設計がされていくと思いますが、野洲市としては、どのような点で課題があるとお考えでしょうか。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、2点目の野洲市としての課題についてお答えをさせていただきます。

現在、野洲市におきまして、保育所等の待機児童が発生している状況でございます。その要因といたしましては、保育士不足がございます。これまで野洲市人材バンク活動や各種補助制度により、保育士確保対策を行ってきたところではございますが、滋賀県全域で保育士不足が発生している状況が続いておりまして、本市におきましても、十分な保育士の確保ができていない状況でございます。こうした中で、国が示しております令和8年度から全国一律でこども誰でも通園制度を行うとなると、保育士の確保がさらに難しくなり、また各保育現場の負担が増えることも懸念しているところでございます。その他、こども誰でも通園制度を行うに当たりまして、事業実施に適した場所の選定や利用時間等も懸念事項として考えられるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） 分かりました。保育士の不足のこと、それから場所、時間についてもなかなか課題が多いということでございました。

3点目の質問をいたします。

この制度は、未就労で乳幼児を育てておられる保護者の育児に対する負担を軽減したり、保育者が介護、病気などのときに一時的に預かる制度です。今現在、野洲市でも一時預か

り保育は行われています。一時預かりを受け入れている保育施設は何か所でしょうか。また、令和5年度、一時預かりの状況、利用目的の状況も併せて伺います。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

市内で一時預かり事業を実施している施設につきましては、5か所でございます。令和5年度の利用者は5施設におきまして、延べ1,221人でございました。また、各利用者が一時預かり事業を利用された主な理由は、就労が一番多くございまして、その他の理由としましては、就学、病気、育児疲れなどになります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） 再質問させていただきます。

未就労で乳幼児を育てている保育者に対して、一時預かりができるることは周知されていますか。また、どのような方法で周知されているか、伺います。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、再質問につきまして、お答えをさせていただきます。

周知方法でございますが、本市のホームページ、そして一時預かりでございますが、民間の保育所のほうで実施をしていただいているところでございます。民間さんのホームページでの周知もさせていただいているところでございます。併せてまして、本市で子育てガイドブックを作成させていただいているところでございまして、そちらのほうにも一時預かりの利用案内のほうを盛り込みさせていただいているところでございます。そういう紙面によるもの、あるいはデータベースによるもの等々で周知のほうを図らさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） 再質問させていただきます。

出産後、近くに手伝いを頼んだり、悩みを打ち明けられる人がいないため、疲労や不安で産後鬱になる方もおられます。そういう方々に対しては、どのように支援につなげておられるか、伺います。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 再々質問についてお答えをさせていただきます。

産後鬱等々のケアですけれども、産後ケア事業という形で、健康福祉センターの健康推進課のほうで実施をさせていただいているところでございます。産後ケア事業でございますが、医療機関を活用させていただきながら、一定時間、そこをご利用いただく、お泊まりもございますけれども、そういったところで、ケアを実施させていただいているところでございます。また、出産・子育て応援給付金に絡んで、いわゆる面談であったり、相談であったり、いわゆる向こうからの発信、危険といいますか、何らかのＳＯＳの発信をキャッチできるような形での取扱いをさせていただいているところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、お答えとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） そういう乳幼児期のことに関しては、健康福祉課のほうで、助産師さんとかの相談もありましょうし、出産・子育て応援のほうでしていただいているということですね。分かりました。

4点目の質問に行きます。

保育園の場合、受け入れる保育園に空きがないなど、断るケースもあるのでしょうか、伺います。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

一時預かり事業の受入れについては、各園において可能な限り対応いただいているところではございますが、定員を超過する場合や、あるいは安全、安心な状況で児童をお預かりすることができない場合には、受入れをお断りさせていただくことがあります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） 再質問です。

定員超過等で受入れができない場合もあるということですね。今後、さらに利用が増加することも想定されておられますでしょうか。そういう場合、どのような対応を今後取られていくのか、伺います。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、再質問についてお答えをさせていただきます。

一時預かり保育事業でございますけれども、そもそも保育所、あるいは幼稚園も含めてでございますけれども、そのご利用ができない、いわゆる待機になっていることによって、一時預かりを利用されているという状況というのが非常に多くございます。したがいまして、今後、利用者、保育所、幼稚園でございますが、特に未満児さんにおきましては、保育所になりますが、ご夫婦等々の社会での活躍等々の中で、どうしてもご利用の率というものは増えてこようかなというふうに思います。したがって、現在待機児童が発生している中で、どうしてもそこでもう少し待機児童が増加する可能性がございます。そこから今度は一時預かりへというような形でのシフトが考え得るわけでございますので、そうしますと、やはり一時預かり事業についても増加するのではないかというふうに類推をさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） 保育士さんが不足であって、課題にもなっていますし、今現在も、就労している方が一時預かりで預かっているということもあるようなので、保育士さんの不足については、現在も大変努力していただいていると思いますけれども、子育てに手厚い支援がある、安心して子育てできる野洲市だと市民が感じていただけるように、努力をしていただきたいと思います。

5問目に行きます。

社会福祉協議会のほうでは、ファミリー・サポート事業が行われています。ファミリー・サポートは、有償ボランティアが3か月の乳児から小学6年生までの子どもを育てている保護者の支援を行っています。こちらの事業について利用件数、利用目的などは把握されているか、伺います。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、5点目のご質問にお答えをさせていただきます。

直近の令和5年度は延べ1,604人のご利用がありました。また、主な利用目的は、保育所、幼稚園の送迎が最も多くございまして、他には習い事の送迎、学童保育所終了後

の送迎、保護者等の外出の場合の援助、小学校の放課後の預かりなどが挙げられるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） 保育所の送迎とか習い事とか保護者の外出等、乳幼児のほうの保育とか、それから育児のサポートみたいなのは少ないと考えられるんでしょうか。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 再質問にお答えをさせていただきます。

傾向としましては、やはり送迎の関係が非常に多くございます。学童も含めてでございますけれども、育児サポート、支援というよりも送迎の関係が多いというような状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） 再質問させていただきます。

野洲市内の乳幼児の保育に対する支援は、包括して考える必要があると思います。家庭内で1人で育児をしていると、産後鬱になるなど、危険もあります。どのような方に、どのような支援が必要か、乳幼児を保育中の保護者のニーズをしっかりと把握する必要があると思いますので、委託されている事業についても十分把握しておいていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 再質問につきまして、お答えをさせていただきます。

今ほどご質問、ファミリー・サポートの事業についてのご質問に絡んだ再質問ということでお答えをさせていただきます。

ファミリー・サポート事業は、ご承知のとおり、社会福祉協議会のほうに委託をさせていただいているところでございます。委託事業でございますので、もちろん、実績報告を受けて、適正に事業のほうを展開していただいているのか、確認をさせていただいているところでございます。したがいまして、そういう実績に基づき、その量であったり、傾向であったりというようなところについては、確認をさせていただいているというところでございます。

また、今後、誰でも通園制度が制度として運用されていくわけでございますけれども、

その際の通園の子どもたちの数の算出等々にも、当該ファミ・サポの事業、そして一時預かりの事業も含めて、この数字を活用した中で、一定類推した形でのこども誰でも通園制度の制度設計の中に検討の材料として入れていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） ありがとうございます。

次の質問に行きます。

国は子育てを支援する様々な制度を全国一律に出します。しかし、少子化、過疎化の地域がある一方、野洲市もそうですけれども、待機児童の解消が急務である地域もあり、保育士の確保が大変であるなど、各自治体によって課題は全く異なっています。一律の制度はそれを実施していく自治体にとっては大変なことだと思いますが、いかがでしょうか。各自治体から実情を説明したり、要望を上げたりすることはできるのか、伺います。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、6点目のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、全国の各自治体での状況、課題は様々であると感じているところでございます。滋賀県では多くの市町で保育士確保が難しい状況であることから、県を通じ、国にこども誰でも通園制度の導入時期や事業内容など、地域の実情に応じた柔軟な制度設計になるよう要望をさせていただいているところでございます。今後も国が示します事業内容等につきまして、注視をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） 再質問になります。

同じことなんですけれども、積極的に各自治体の状況を伝えていただき、制度設計に生かせるようにしなければならないと思いますので、滋賀県内の他の自治体ともしっかりと協力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 再質問についてお答えをさせていただきます。

しっかりと県内市町さんと協力をしながら、状況も確認しながら、進めてまいりたいと思うふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） もう一度、しつこいようですが、再質問になるんですけれども、保育園等でという枠組みでの受入れだけではなく、ファミリー・サポート事業のような支援も含めて、制度を考えていただきたいです。保護者の支援も当然なのですが、子どもも主体で考えていただきたい。保育園等で預かる場合は、集団保育となり、いつも通つていなければ、子どもにとって精神的に大変な負担となります。また、保育園等のほうでも受け入れる保育者が余分に必要であるなど、現実は困難なことがあります。子どものことを一番に考えていただきたいです。そして、保育者にも必要な支援が必要な方に適切に届くように、裁量の範囲が広く、自由度のある制度を望みます。繰り返しになりますが、要望をしっかりとしていただけますでしょうか。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

機会がありましたら、あるいは機会ごとでございますけれども、しっかりと現場の声を県を通じて国のほうに届けてまいりたいというふうに考えているところでございますので、現状の野洲市の待機児童も含めまして、そういったところをお伝えさせていただきたいと思うふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） ありがとうございました。

以上で終わらせていただきます。

○議長（山本 剛） 次に、通告第3号、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子議員） 第2番、日本共産党、小菅康子です。

今回、私は3項目について質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、まず1点目に、記録的な猛暑から市民のいのちを守る取り組みについて、市の対応をお聞きします。

近年、地球温暖化などの影響で異常な気候変動が起こっています。今年も連日記録的な猛暑が続き、熱中症対策が緊急の課題になっています。全国では、この夏、多くの方が熱

中症で救急搬送されており、熱中症対策としてエアコンの活用が欠かせなくなっていますが、これは東京23区の調査ですが、7月、1か月間で熱中症で亡くなられた方の調査がありますが、これによると、エアコンが設置されず亡くなられた方が28人、エアコンはあるがつけておらず亡くなった方が51人おられるという調査があります。昨今の異常な物価高騰などで生活も大変なご家庭が増えていますが、特に生活保護世帯では、保護開始時に、特に熱中症予防の必要性がある世帯に限られるなど、エアコン購入費の支給条件が厳しいものとなっています。

そこで、お伺いをします。

1問目、野洲市の生活保護世帯のエアコン設置状況はどのような状況か、伺います。

○議長（山本 剛） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） ただいまの小菅議員の1点目、生活保護世帯のエアコンの設置状況についてお答えをさせていただきます。

令和6年8月1日現在、野洲市では171世帯206の方が生活保護を受給しておられます。エアコンの設置状況についてということでございますが、正確な数は把握していませんが、ケースワーカーが被保護者宅を訪問する際には、エアコンの設置の有無や稼働の可否について確認するとともに、エアコンがない場合は設置するよう、またエアコンがあるにもかかわらず使用していない場合は、積極的に使用するよう説明し、熱中症予防に努めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 2問目に行きます。

これまでから、生活保護世帯のエアコン設置は国の補助基準が極めて不十分で、実際に必要な世帯であるにもかかわらず、対象にならない実態があります。現在の補助基準は、設置上限6万2,000円が補助されますが、その対象は新規の保護開始の方か、転居先にエアコンがない場合などに限られています。この条件だと、従来の保護世帯は該当をしません。まず、現在のこの補助基準について妥当なのか、市としてどのように考えておられるか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） 2点目のご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現行の基準では、冷房器具につきまして、保護開始時に持ち合わ

せがないとき、長期入院後の退院時や施設からの退所時等で新たに生活を始める場合に持ち合わせがないとき、転居の場合で最低生活に必要な家具什器を補てんしなければならないとき等であって、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎える際に認定できるとされているところでございます。

ご質問につきましては、現在の基準の妥当性及び市の見解についてということでございますけれども、保護費の基準は国が生活保護法による保護の基準等で定めることとなっておりまして、地方自治体に裁量の余地がないところでございまして、基準そのものの妥当性でありますとか見解についての答弁は差し控えさせていただきたいと思いますが、相談の現状について申し上げますと、議員ご指摘の従来の保護世帯、いわゆる生活保護が長期化している方で、エアコンの故障等によって生活に支障が生じたという相談、これは統計は取っておりませんけれども、まれなケースでございまして、そのようなケースが生じた場合であっても、ケースワーカーが助言等の支援を行い、なお生活が立ち行かなくなったりというような事例は現在のところ生じていないというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再質問をさせていただきます。

今、担当のケースワーカーさんが各担当者の方に指導をしてくださっているということですけれども、昨今のこの異常気象の中でも、やはり熱中症対策をしてくださって、指導をされていると思いますが、どのような指導をされているのか、お伺いします。

○議長（山本 剛） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） ただいまの再質問についてお答えいたします。

熱中症予防に関しましては、広く一般的な周知ということで、広報紙等で熱中症予防、あるいは熱中症にかかった場合の対策等につきまして、周知をしているところでござりますけれども、ケースワーカーの方で、現在、議員ご指摘のとおり、3名いる状況でございますけれども、生活保護の受給世帯に直接出向いて、訪問をする際でありますとか、あるいは受給者の方から直接、社会福祉課のほうに相談とかがあった場合に機会を捉まえて、熱中症予防について啓発に努めているという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） ありがとうございます。

先ほどの第1問目の質問で、生活保護世帯でエアコンを設置されていない世帯の数というところでは、把握はできていないということを回答いただきましたが、そこら辺でなぜ把握をされていないのかというところで、今もケースワーカーの職員さんは各担当の方の実態を把握されていると思うんですが、それがなぜ福祉事務所全体で把握をされていないのかということについてお聞きします。

○議長（山本 剛） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） ただいまの再質問についてお答えいたします。

エアコンの未設置の保護世帯の数の把握ということでございますけれども、まず新規に保護を受給される場合、当然これは把握できるというところになりますけれども、一度生活保護の受給を決定して、それから継続しておられる方というのは結構な数でございまして、なかなか人数も限られているというところもありますので、それを一斉に全数調査を行うというのは、やはりちょっと人的に難しいというところもございまして、先ほど申し上げましたとおり、機会を捉まえて、助言等の支援を行っているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 確かにケースワーカーさんが3名ということで、それで多くの生活保護世帯の方の担当をされているということで、本当に激務なんだろうと思うが、こういう状況、命に関わるような状況の方もおられると思うんですが、そこら辺はお忙しいと思います、大変やと思いますが、やはりそこら辺は、福祉事務所全体として把握する必要があると思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） ただいまの再質問についてお答えをいたします。

これもちょっと繰り返しになりますが、やはりケースワーカーの人員が3名ということで限られているという中で、もちろん、議員が心配されておられる、特に生活保護が長期化している方の体調管理といいますか、その心情は大変理解しているつもりでございます。ただ、先ほども申しましたけれども、一般的な市民の方への広報ということも、併せて行っているところでございますし、そこと、要は重複するというような部分については、やはり効率的に人を動かしていくというところも考えていかないといけませんので、同時並行でといいますか、市民への周知に努めつつ、また機会を捉えて、ケースワーカーの方が

支援等の見守りを行うというような形で、今後とも進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

では、3問目です。

現状では、支給条件に該当しない世帯がエアコンを購入、設置するには、保護費の中でやりくりする、あるいは社会福祉協議会の貸付制度を利用するしかありません。しかし、保護費の中でやりくりをするといつても、支給される保護費は生活に必要な最低限の支給しかされません。昨今の物価高騰は、生活保護世帯にとっては、より厳しい生活状況になっていると思います。そんな中でやりくり（貯金）をするというのは難しいのではないでしょうか。見解を伺います。

○議長（山本 剛） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） ただいまの3点目のご質問についてお答えいたします。

生活保護費は、生活に必要な最低限の額であるため、決して余裕があるわけではございませんけれども、保護費で支給できる内容には限りがございますので、急な支出が必要になったときに備えて少しづつでも貯蓄するよう、日頃からケースワーカーが受給者の方に働きかけているところでございます。実際に社会福祉協議会の貸付けを受けずに、自身の貯蓄から家電製品等を購入される方もおられます。

また、生活保護基準額につきましては、物価高騰も反映し、毎年改定されているところでございまして、例えば、一例を挙げますと、議員も先ほど申されたように、エアコンの設置補助基準ですけれども、昨年は6万2,000円だったところを今年は6万7,000円ということで、このように毎年改定されているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再質問させていただきます。

例えば、社会福祉協議会の貸付制度を利用された場合、一定のまとまった収入となると思うんですけども、これによって保護費が減額されるということはありませんか。

○議長（山本 剛） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） ただいまの再質問にお答えいたします。

社会福祉協議会からの貸付金につきましては、収入認定されることはありません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） では、4問目からは市長にお伺いします。

この異常な猛暑の中で、命を守るために、第一義的には、生活保護制度は国の制度ですから、エアコン設置の補助基準を緩和させが必要であると思います。国に対して強く要望していただきたいと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 小菅議員の4点目のご質問にお答えをいたします。

近年の暑さは命に関わる事態との認識はしております。生活保護世帯のエアコン設置の基準緩和につきましては、国においても議論されており、本市といたしましても動向に注視したいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再質問させていただきます。

生活保護制度に関しては、例えば車の保有のことに関して、毎年国への要望を上げられていると思うんですが、やはりこのエアコン設置補助基準についても、本当に緊急というか、喫緊の課題だと思うんですが、強く求めていただきたいと思いますが、その点、再度お願いします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） あくまでも生活保護制度というのは国の制度でございますので、国のはうで今まさに議論をされておられるとお聞きしております。その議論をされておられることに対して、市としても動向を注視していきたいということでございます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） では、5問目に行きます。

エアコンの設置活用について、先ほども言いましたけども、本当に今、命に関わる事態、緊急の課題であります。当面の対策として、市独自で給付制度を設けていただきたいと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 5問目のご質問にお答えをいたします。

生活保護制度は、法定受託事務であるため、その対象者に対して、市独自に支援策を講じることは難しいと考えております。当面は、現行の制度のもとで、ケースワーカーが個々に援助方針を策定して、助言等の支援を行うことで、受給者の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再質問させていただきます。

例えば、奈良県生駒市ですが、ここでは上限10万円の給付制度を設けています。また、県内では、生活保護世帯に限らず、低所得の世帯や、またひとり親世帯など、障がいの方の世帯などに給付制度を設けている自治体があります。私はこの給付制度を実施しても、決して多額の予算を必要とすることではないと思いますが、再度お聞きします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 今、るる小菅議員から他市の例をお聞きいたしましたすけども、これは純粋に生活保護制度にプラスアルファするような支援策ということではないんじやないかなというふうに思います。今、小菅議員がおっしゃっておられるのは、あくまでも生活保護制度の法定受託事務の対象者に対して市独自に支援策を講じることということで、それに関しては難しいと考えているということでございます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） では、6問目に行きます。

エアコンがあるのに、設置はされているのに使わず、亡くなられるという高齢者の方が大勢おられます。理由はいろいろあるとは思いますが、一番の理由は、やはり電気代が高くなつたために使用するのを控えておられるのではないかと思います。これは生活保護世帯だけの問題ではないとは思いますが、この生活保護世帯に対しては、夏季加算を設けるように国に求めていただきたいと思いますが、見解をお願いします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 小菅議員の6点目のご質問にお答えをいたします。

厳しい暑さの中、電気代の高騰は受給者の負担になっていると認識いたしております。夏季加算の創設についてでございますが、国においても、これについても、国も議論をされておられます。本市としても動向を注視しながら、まずケースワーカーが助言等の支援を継続していくのが一番ではないかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再質問をさせていただきます。

野洲市の場合は、生活保護が3級の1という等級です。この場合、生活保護費の電気代や水道料金の保護費は生活扶助費に入りますが、単身世帯の場合、野洲市の生活扶助費は月6万8,430円です。草津市では2級地-1ということで月7万1,460円、さらに大津市は1級地-2ということで月7万3,720円という額です。大津市と野洲市を比べたところ、月に5,290円も安いのが野洲市であります。しかし、電気代は県内どこも、関西電力はどこも同じです。なのに、扶助費が低いというのは矛盾ではないかと思います。このような問題点も含めて国に、夏季加算が、やはり必要と考えますが、再度お聞きします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 国に夏季加算をということですけども、このことに関して、先ほども申し上げましたけども、国の動向を本市も注視しながら、まずはケースワーカーが助言等の支援を継続していくのが、まず第一ではないかなというふうに思います。

確かに関西電力、大津、草津、本市も一緒の値段ですけども、金額は一緒なんんですけども、やっぱり給料1つ取っても、地域手当とかいうので、今までこう格差があったぐらいですので、いろんなところで「うん？」というのが結構あると思うんですね。だから、そこは、国の制度ですので、国の動向を見守るというのが、まず本市ができることではないかなというふうに思います。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再々質問させていただきます。

生活保護制度は確かに国の制度ですから、市独自で行うのは難しいというのは一定程度理解をするのですが、例えば、先ほど申しました生活保護世帯ではなく、低所得者の世帯であったり、ひとり親世帯であったり、障がい者の方の世帯であったりという世帯に対しての補助制度というのは、考えていただけますでしょうか。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 今、るる申されましたけども、それぞれのひとり親世帯にせよ、いろんな世帯があると思います。だからといって、全ての方が生活保護を受給しなくてはならない世帯、どういうんですか、世帯ではないと思います。だから、それぞれのところでお困りでしたら、それぞれの制度もございますので、まずはご相談いただくというのが

まず第一ではないかなというふうに思います。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 9月以降も気温の高い予想、また来年以降も、多分同じような気候が続くのではないかと思います。ぜひとも市の喫緊の課題として取り組んでいただきますことを要望します。

では、次の質問に参ります。

2点目に、健康保険証の廃止について質問をさせていただきます。

今年12月2日以降、現行の健康保険証が廃止されて、いわゆるマイナ保険証に移行されますが、今後の対応について質問をさせていただきます。

国は健康保険証のマイナ保険証への移行を進めるために、現行の健康保険証を12月2日以降は発行しないとしています。これに対しては、多くの市民の方から不安や疑問の声が寄せられています。この件では、昨日の京都新聞に、18の地方新聞が1万2,000人を対象にマイナ保険証についての大規模調査をしましたが、これによると、現行の保険証を残す、残してほしいというのが実に8割以上の82.7%でした。これほど国民から不安や異論があるような状況です。

このような事態でも国は国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者でマイナンバーカードを取得していない人、またマイナンバーカードを取得しても健康保険証の利用登録を行っていない人には、発行済みの保険証の有効期限が切れる前に、保険証に代わる資格確認書が交付され、従来どおりの保険診療が受けられるとしています。

しかし、マイナ保険証の利用率はまだ1割程度で、医療機関の中にはマイナ保険証に対応できる機器を整備していない医療機関や薬局もあります。整備していない医療機関での受診には資格確認書が必要になります。国のマイナ保険証への一本化方針に、医療機関も地方自治体も対応に苦慮されているのではないかと思います。そもそもマイナンバーカードの取得は任意です。

そこで、質問をさせていただきます。

1問目、現在の野洲市のマイナンバーカードの取得数と取得率、2番目に、マイナンバーカードの取得者のうち、マイナ保険証にひもづけしている人の人数とひもづけ率をお聞きます。

○議長（山本 剛） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） それでは、小菅議員のただいまの1点目のご質問について

お答えいたします。

総務省が公表しているデータとなります、令和6年7月末現在、市内のマイナンバーカードの取得者数は3万8,975人、取得率は76.9%となります。

次に、もう一点、ご質問いただきましたマイナ保険証のひもづけ者数とひもづけ率でございます。マイナンバーカード取得者のうち、マイナ保険証にひもづけされている方の人数とひもづけ率でございますけれども、恐らく議員は野洲市の状況をお尋ねいただいているかと思いますが、市が保険者となっている国民健康保険及び野洲市の後期高齢者医療保険の被保険者分につきましては把握できるんですけれども、マイナ保険証は、国民健康保険のみならず、全ての健康保険に加入されている方が対象となりますため、野洲市全体におけるマイナ保険証へのひもづけ人数やひもづけ率については分かりかねます。

なお、参考でございますけれども、デジタル庁では、全国の健康保険証としての利用登録の累計数及び登録率を公表しております、令和6年7月末現在におきましては、7,451万1,427件、マイナンバーカードの保有枚数に対して80.0%の登録率となっております。繰り返しですが、これは野洲市内ではなくて、全国の状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） ありがとうございます。

では、2問目です。

国民健康保険についてお聞きします。現在の国民健康保険の加入者数とそのうち、加入者がマイナ保険証にひもづけしている人数と率をお聞きします。

○議長（山本 剛） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） 2点目のご質問にお答えいたします。

国民健康保険中央会で把握している、令和6年7月末時点での数字になりますけれども、野洲市国民健康保険加入者数は8,005人、うちマイナ保険証登録者数は4,988人、登録率は62.3%でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） ありがとうございます。

それでは、問3です。

それでは、実際に医療機関でのマイナ保険証の利用率、これは国民健康保険ですけれども、

マイナ保険証の利用率はいくらなのか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） 3点目のご質問にお答えいたします。

2点目の回答と同様、国民健康保険中央会で把握している、令和6年7月末時点での数字になりますけれども、野洲市国民健康保険加入者のマイナ保険証利用率でございますけれども、12.2%でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） ありがとうございます。

再質問です。

マイナ保険証について本市の現状をお聞きしましたが、国民健康保険だけを見ましても、マイナ保険証は62.3%で、利用率は12.2%ということです。この状態で今年12月に現行の保険証廃止は適切なのかどうなのか、認識をお伺いします。

○議長（山本 剛） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

ただいま申しましたように、野洲市の国保加入者の方のマイナ保険証登録率が62.3%、それから利用率が12.2%ということで、引き続き市民への周知が必要と考えております。これまでも加入者に対しまして、市のホームページでありますとか広報紙、あるいは市役所本館1階ロビーの情報モニター、あるいは医療費のお知らせの発送時でありますとか、健康保険証の切替えの際など、あらゆる機会を捉えて、マイナ保険証の周知を行ってきたところでございますけれども、今後も引き続き、市民向け周知に努めまして、登録率、利用率の上昇につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、国ほうでも、ホームページへの掲載でありますとかテレビ広告等での周知、医療機関等におきましても、ポスター掲示をしていただいたり、職員の方にお声かけしたり、ご協力いただいておりますので、連携して、市民の方に周知いただくように努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再々質問をさせていただきます。

利用率が12.2%ということで、大変低い利用率ですが、これはなぜこのように低い

のかというところをどのように認識されているのか、お伺いします。

○議長（山本 剛） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） 再々質問についてお答えいたします。

マイナ保険証の登録率及び利用率が上がらない理由ということで再々質問いただきましたけれども、先ほど小菅議員申されました9月2日の京都新聞、これを私も拝見いたしまして、マイナ保険証のアンケート調査の実施結果が掲載されておりまして、そこで、やはりクローズアップされているところによりますと、情報漏えいが不安であるという部分、それから従来の保険証で何が問題があるんですかということで、マイナ保険証のメリットを感じていただいているというようなことが多いというところが伸びていない理由であるかなというふうに考えております。

情報漏えいに対する不安の解消ということにつきましては、これまでリーフレット等で啓発しているところですけれども、例えばマイナ保険証を万一落としたり、なくしたりしても、一時利用停止サービスがありますよとか、マイナンバーを他人に見られたり、漏れたりしても、マイナンバーだけでは手続はできませんよとかいった形で、種々啓発に努めているところでございまして、これについても、引き続き丁寧に市民に周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

一方、もう一点のマイナ保険証のメリットでございますけれども、これも、今まで周知に努めてきたところでございますけれども、例えばご自身の薬の履歴が見られるとか特定健診の情報について、こういった情報を医療機関に提供できるということで、より正確な医療が受けられるとか、そういったメリットでありますとか、例えば高額医療費が発生する場合でも、限度額適用認定証の申請が不要になるとか、そういったところで、啓発をしているところですけれども、今のメリットというところで、もう一点、付け加えさせていただきますと、マイナ保険証の登録利用をなぜ促進するのかと、医療DXをなぜ推進していくのかということで、その点について、より国民の方に周知が必要なところではないかなと考えておりますと、医療DXを推進するその背景でございます。

超高齢化社会に対応するために、情報の共有、標準化、効率を図らないと今後良質な保健、医療、福祉を確保することは難しいですよという、その国民の機運の醸成という部分ですけれども、そういったところは今後もっと盛り上げていかなければならぬというところで、これは野洲市だけではどうしようもないところではございますけれども、そういった機運の醸成にもつなげられるように、今後広報等も工夫になってくるのではないか

と考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再質問になります。

いろいろメリットとかを述べていただいたんですけども、やはり市民は不安に感じておられるというのが現実だと思います。この状態で、今年の12月に保険証廃止というのが適切なのかどうかということについての認識を、すみません、お願いします。

○議長（山本 剛） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） ただいまの再質問についてお答えいたします。

健康保険証の廃止が適切かどうかということで再質問をいただきましたけれども、マイナ保険証への移行といいますのは、先ほど申し上げました医療DXの基盤につながるものでございまして、私は医療DXの推進の動き、それ自体は決して止めるべきではなくて、むしろ早期に実現すべき喫緊の課題であるというふうに考えております。やはり、この超高齢化社会となりつつある現在、高齢者の方のケア、これには我々行政も含めて、医療機関、福祉施設等、多くのマンパワーを必要としているところでございまして、人材不足となっている現状がございます。

2040年問題とも言われますけれども、今後65歳以上の高齢者の割合というのは、さらに増えることが見込まれている中で、この医療DXによって、特に保健、医療、福祉の分野におきましては、早期に情報の共有化、効率化、省力化を進めていかないとサービスの質を担保できないという状況が見込まれているわけでございまして、今はマイナ保険証への登録率、あるいは利用率がまだまだ低い現状となっておりますけれども、今は過渡期でございますので、市民の方の安全、安心の暮らしを守る上でも、今の取り組みについては、今後も進めていくべきというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） では、4問目に行きます。

今年12月2日に保険証が廃止されますが、自治体によって多少対応が異なっているところもあると思いますが、本市の12月2日以降の対応についてお聞きします。

○議長（山本 剛） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） 4点目のご質問にお答えいたします。

既に発行している国保及び後期高齢者医療保険の保険証につきましては、12月2日以降も有効期限内まで、最大で令和7年7月31日までは今までどおり医療機関等でご利用いただけます。

有効期限が終了するまでに、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証に登録されていない方につきましては、申請いただくことなく、プッシュ型で資格確認書を、そしてマイナ保険証に登録されている方には資格情報の通知書を交付いたします。この資格確認書と資格情報の通知書でございますけれども、これはいずれも医療機関等が加入者の健康保険の資格情報を確認できるように交付するものでございます。

また、本年12月2日以降に国保へ加入される場合や紛失等による再発行、住所や負担割合等の被保険者情報に変更が生じた場合には、申出の際に登録状況を確認した上で資格確認書、または資格情報の通知書を交付してまいります。

現行の健康保険証廃止後も、加入者の方が今までと同じように安心して医療機関等に受診いただくことができるよう、現在準備を進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） ありがとうございます。

再質問させていただきます。

この資格確認書については、当面の間は、申請なしでプッシュ型で交付をしていただけます。この当面の間というのはいつまでを想定されるのか、お聞きします。

その当分の間、それ以降はどうなるのか、市として引き続き申請なしでも資格確認書を発行されるのかどうか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） 資格確認書の有効期限につきまして、ただいま再質問いただきました。先ほど申しました資格確認書の有効期限でございますけれども、5年以内で各保険者が設定するということになっております。野洲市の国保、滋賀県の後期高齢者医療保険につきましては、現行の健康保険証の有効期限と同様に8月1日から翌年7月31日までの1年間ということで有効期限を定めるということになっております。国保以外の保険者につきましては、それぞれの保険者が設定するということになっております。

なお、この今の有効期限の設定をいつまで継続するかということについては、今のところ、国のはうから情報が来ていないというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再々質問させていただきます。

国は、皆保険制度のもと、全ての国民が医療保険制度に加入しているわけですが、たとえ保険税を滞納することなく完納していても、マイナ保険証のない場合は、結果として保険証を交付されなくなるわけです。国民健康保険法施行規則第6条というのがありますと、この中には、市町村は当該市町村の区域内に住所を所有する世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に被保険者証を交付しなければならないというふうに定められています。ですから、必ず保険者である市町村は被保険者証を交付しなければならないというふうになっているわけです。

地方自治体は、やはり市民の皆さんのが命、安全を守る義務と責任があるわけですから、本当は現行の医療保険制度を守るように、現行の保険証存続を国に求めていただきたいと思いますが、そうならない場合でも資格確認書は申請なしで必ず市民の方に届くようにしていただきたいと思いますが、見解をお願いします。

○議長（山本 剛） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） ただいまの再々質問についてお答えいたします。

国民健康保険法施行規則第6条、これとの整合を恐らく小菅議員は心配されておられるかと思います。これにつきましては、ついこの間ですけれども、令和6年8月30日に、ちょっと長いですが、そのまま読みますと、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」という省令が出されまして、今、お尋ねの施行規則第6条につきましては、被保険者証の内容から資格確認書への内容に改正をされており、その点については、安心していただきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 法律が少し改定されているということですが、資格確認書を交付しなければならないというふうに定められているという理解でよろしいですか。

○議長（山本 剛） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） マイナ保険証をお持ちでない方については、その理解で結構かと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 健康保険証の廃止については終わらせていただきます。

次に、3問目、会計年度任用職員の雇用確保、待遇改善についてお聞きします。

2022年4月に導入された会計年度任用職員制度は、自治体に働く非正規職員の待遇の改善を趣旨としてスタートしました。全国統計で自治体職場における会計年度任用職員の比率は約4割となっています。しかし、自治体の職員が市民の命や暮らしを支え、守る役割を發揮するためには、安心して職務に専念できる賃金、制度、待遇が必要と考えます。

そこで、本市の会計年度任用職員制度について質問をさせていただきます。

問1です。本市の正職員と会計年度任用職員の職員数についてお聞きします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、1点目のご質問にお答えいたします。

本市の正規職員と会計年度任用職員の職員数についてでございますが、令和6年4月1日現在、病院事業を除く本市の正規職員の職員数は461人、会計年度任用職員の職員数は593人となっています。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再質問させていただきます。

今、正職員461人、会計年度任用職員593人、合計で1,054人ということですが、会計年度任用職員の比率が56%となります。比率が高いわけです。ですが、正規職員とともに、会計年度任用職員の皆さんのに支えられて行政運営が成り立っているもので、果たしていただいている役割は大変大きいものと思っています。それで、全国的な統計は4割とされていますが、野洲市は56%ということで、ちょっと高い比率であります。なぜこの比率が高いのか、見解をお聞きします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、再質問にお答えいたします。

本市の会計年度任用職員の比率が56%ということが、今おっしゃっていただいていましたんですが、その内訳といたしましては、593人のうち、フルタイムが121名、パートタイム、これは月額の方で、いわゆる35時間、少し短時間勤務の方なんですねけれども、そちらが147名でございます。あと時間給の方が325人いらっしゃいます。こち

らにつきましては、延べ時間でいいますと、なかなか短時間の勤務の方がいらっしゃいますので、単純に4割という、全国平均でその数字が入っているのかどうかというのを確認しておりますので、その数字をその方を除いた数でいきますと260、70名ほどなので、4割より少ないという状況にございます。ですので、325名の方、結局、いわゆる、早出、後の質問があるかもしれませんけど、朝出、遅出であったりとか、短時間の勤務の方がいらっしゃいますので、単純に4割という数字を比較することがちょっとできないものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 分かりました。

2問目です。

それでは、具体的にお聞きします。保育園及びこども園の正職員数と会計年度任用職員数、2番目に、幼稚園の正職員数と会計年度任用職員数をお聞きします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、2点目の保育園及びこども園と幼稚園の正規職員数と会計年度任用職員数についてお答えをさせていただきます。

令和6年4月1日時点におきまして、保育園及びこども園は、正規職員数が64人でございます。会計年度任用職員数が147名となっております。

次に、幼稚園でございますが、正規職員数が39名でございます。会計年度任用職員数が85名となっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） ありがとうございます。

保育園、こども園の場合についてお聞きをします。保育園、こども園では、正職員64に対して、会計年度任用職員が147人ということで、比率が69.7%になると思いますが、極めて高い比率だと思います。これほど会計年度任用職員さんの比率が高いと、正職員の配置など大変だと思いますが、現在、保育園、こども園で会計年度任用職員が担任をしている例があるのかないのか、あれば、園数と人数をお聞きします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） それでは、3問目のお答えとしてさせていただきます。

まず、クラスごとではなくて、担任については配置基準で設置のほうをさせていただいているので、その前提でお答えをさせていただきます。

4月1日時点におきまして、公立保育園及びこども園5園全てにおいて担任を担っている会計年度任用職員がおります。人数は合計で24名となっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再質問させていただきます。

本来、担任は、やはり正職員が行うべきと思いますが、なぜこのようになっているのか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦） 再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、議員もご承知いただいているところかなというふうには思いますが、配置基準でそれぞれ先生のほうを配置させていただいているところでございます。例えば、ゼロ歳児におきましては3対1の先生を配置させていただいていると、1歳児については5対1で配置をさせていただいているというような状況でございます。ですので、担任とすると、イメージ的に小学校の30人クラスの1名であったり、25人クラスの1名であったりというようなイメージをされますが、それぞれ、就学前児の子どもについては、今申し上げた配置基準で設置をさせていただいているところでございます。

したがいまして、そういう形で保育士が非常に多く必要になってくるというところでございます。ですので、そういうところで正職をもちろん重点的に配置をしながら、会計年度さんのほうにその分をフォローしていただいているというような状況でございます。

なお、正職と会計年度につきましては、それぞれ基本的には正職のほうでという形であります、仕事の重責であったり、その業務であったりというところについては、もちろん正職のほうに責任がある仕事を持っていたらしくというような形での取扱いをさせていただいているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 問4です。自治体の職員さんは、正規職員であろうが会計年度任用職員さんであろうが、専門性や継続性、公平性が確保されることが重要かと思います。そういう意味では、正規職員も会計年度任用職員も市の職員として重要な業務を担ってい

ただいているわけです。

その点で、これも保育園、こども園の場合ですが、会計年度任用職員が147人、そのうち、フルタイムの職員さんが55人とお聞きしていますが、つまり55人の会計年度職員が正規職員と同程度の業務を担っていただいているわけです。裏返して言えば、正職員が少ないことの反映ではないかと思いますが、根本的に正職員の適正定数になっていないのではないかと考えますが、見解をお聞きします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 4点目のご質問にお答えいたします。

質問の趣旨を踏まえまして、保育園、こども園、幼稚園に限ってのお答えとさせていただきますけれども、市におきましては、職員の定員管理の適正化を図るため、令和3年度から令和7年度までに係る定員管理計画を策定しております。今後、野洲第三保育園の民営化などを踏まえまして、見直しが必要となってきておるところでございますけれども、現在の計画において、保育士、幼稚園教諭職で、園長等を含めた正規職員については、計画上120名になっております。しかしながら、令和6年4月1日現在においては、正規職員の数は108名となっており、現時点で不足している状態でございます。

それに加えまして、現在、育休、また産休を取得する正規職員が17名おります。こうしたことから、代わりに会計年度任用職員の方に担任を担っている状況となっていることも事実でございます。

加えまして、園児の受入れ時間と正規職員の勤務時間との差については発生しますことから、正規職員で回り切れない、早朝、延長保育等、また加配については、会計年度任用職員の方で担っていただいている状況でございます。今後も、園児数などの状況、また園の運営状況を踏まえまして、体制を柔軟に組む必要がありますけれども、保育士不足、先ほど山崎議員の質問でも井狩政策監のほうからお答えさせていただきましたとおり、県内でも保育士不足が問題となっており、こうした中で採用計画を立てて、募集を行って、現在も正規職員の確保に取り組んでいる状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再質問をさせていただきます。

今、川尻部長がおっしゃった令和3年3月に定められた野洲市定員管理計画ですけれども、この中で、先ほどありましたが、令和3年から7年までの5年間の職員管理計画を定

めているとありますが、この中で保育園や幼稚園をはじめ、継続性や専門性の必要な職種に対して、「市民ニーズが多様化、高度化する中において、安全で安心な行政サービスを持続的に提供することが求められます。」「過去に、業務の民間委託や非正規職員の雇用促進等を行ったことで、行政サービスの持続的な提供が不安視された課題を改めて認識し、市民サービスの維持向上のために必要な業務については、適正な職員配置を行わなければなりません。」と書いてあります。すなわち非正規ではなく、適正な正職員の配置が必要と市自身が言っているわけですが、この点についての認識をお伺いします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 再質問にお答えします。

現在おっしゃっていただいたのは、定員管理計画にうたっていることを引用されてご質問されているのかと思いますけれども、そうした中で、定員管理計画につきましては、おっしゃっていただいているとおり、多様化するニーズ、また頻繁に行われる国の制度改革、または新たな政策的な課題に対して対応する必要がございまして、そうした中で、職員の働き方改革やライフスタイルの変化についても、効率的な組織運営の中では、それを踏まえて検討していく必要があると考えております。

そうした中で、定員管理計画、現在、根拠となっておりますのは、園、各幼稚園、保育園、こども園の正規職員の配置基準については、先ほど質問にもありましたけれども、各クラスに複数の担任を配置する必要があることから、そうした配置基準に基づいて、そのクラスの総括的な役割を担う立場については、正規職員数としてカウントしているような計画でございます。

こうしたことから、一定、安全、安心については、一定担保することを目的に計画を立てているところでございますので、現状のとおり、進めていく中で、先ほど申しましたとおり、不足する正規職員について、可能な限り、採用に努めてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再々質問をさせていただきます。

本市では、会計年度任用職員比率が極めて高く、しかもフルタイム職員が多くなっています。専門的、本格的な業務に携わっているフルタイム勤務の会計年度任用職員に常勤職員への採用の道を開くことも検討すべきではないかと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 例えはすけれども、会計年度任用職員の方が成績が優秀ということで、そうしたことで正規職員に任用するという制度は基本的にはございません。やはり、地方公共団体の常勤職員につきましては、競争試験による採用が原則とされておりすることから、やはり長期的な人材育成、また人材確保の観点から、現状の競争試験による採用方法が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） では、問5です。以上、会計年度任用職員実態について質問をさせていただきましたが、労働条件がそれにふさわしい実態なのか、会計年度任用職員の処遇についてお聞きします。

本市では期末手当が導入され、また令和6年度から勤勉手当も導入されました。また、生理休暇が2日有給で取れるなど、一定処遇が進んでいるように思います。しかし、仕事の専門性や継続性は、会計年度任用職員であっても、正職員であっても同様ですから、それにふさわしい処遇がされているのかが問われると思います。

そこでお伺いしますが、保育園、こども園、幼稚園で、正職員とほぼ同じ業務を行い、担任をしている職員は、もちろん人事院勧告に基づいて給与、手当も正職員に準じて改定はされていますが、仮に担任をしている会計年度任用職員と一概に比較は難しいかもしれません、同年代の担任との年収はどれくらいの年収差があるのか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、5点目のご質問にお答えいたします。

正規職員との年収差がどれくらいあるのかというご質問ですけれども、会計年度任用職員の報酬、給与につきましては、職員の年齢とは関係なく、業務の内容に応じて決定しております、安易に同世代の正規職員と比較することはちょっとできないものと考えております。

また、勤務されている職員もたくさんいらっしゃいますので、この場で具体的な金額について回答は差し控えさせていただきたいと思いますけれども、一例として申し上げますと、現在、正規職員が同様の勤務である担任、かつ早朝、延長当番を受け持つていただいている会計年度任用職員の月例給ベースで言いますと、いわゆる正規職員が6年程度勤務したものと同等になっております。正規職員につきましては、新規採用のときから担任を

受け持つことになりますので、そうしたところとして比較をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 問6です。時給のパート職員さんの処遇についてもお聞きします。時間を区切っての勤務になるわけですが、早朝及び夕方の勤務と日中時間の勤務では時給が違うと思いますが、本市の場合、朝7時半から8時と4時から5時の場合は、1時間1,251円となっていると思います。この時間給は適切なものと考えておられるのか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、6点目のご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の報酬や給料につきましては、勤務の内容によって決定をしております。園で勤務する会計年度任用職員の時間給については、勤務内容や時間に応じて、約10種類に細分化をしております。朝7時半から8時半と16時から19時の勤務の場合、その時間に勤務できる会計年度任用職員の応募者が少ないため、日中のみの勤務の会計年度任用職員と比較した場合は高く設定しておりますが、適切・適切でないという答えはあれですけれども、こうした設定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 1点、再質問させていただきます。

湖南4市で比較した場合ですが、時間設定は若干違うかもしれません、草津市では1時間1,437円、栗東市では1,534円、守山市では、早朝は1,610円、夕方が1,260円となっています。これを見ましても、野洲市は低いように思いますが、1,251円の根拠、また時間給を引き上げるべきと考えますが、見解をお聞きします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 他市との比較をしていただいた数字をご質問いただきましたけれども、市の根拠ということでご質問をいただきましたので、根拠として申し上げますと、先ほど申し上げました正規職員の月額給ベースを時間数で割り戻しまして、こうした給与体系はありますけれども、割り戻しまして、その時間で割り戻した単価で設定をしているところでございます。ただ、こちらにつきましては、やはり野洲市については、正規職員、

先ほど市長もおっしゃられましたけれども、野洲市につきましては、地域手当が不支給地になっております。こうしたところについても、差が生じているところも一定ございますけれども、今回、今年度8月に出されました人事院勧告におきましては、給与表については大幅な改定がされるという勧告が出ましたので、その中でも本市については、地域手当の支給地に、含まれているというような情報がありますので、そうしたところも含めて、正規職員と同様に処遇改善については今後検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 今日は主に保育園、こども園、幼稚園の会計年度任用職員の処遇についてお聞きしましたが、本市においては重要な行政運営を担っていただいている多くの会計年度任用職員が、安心して職務に専念できる処遇、雇用の確保をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本 剛） お諮りいたします。

本日の会議は、これにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明4日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。（午後4時31分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和6年9月3日

野洲市議会議長 山本 剛

署名議員 岩井智恵子

署名議員 鈴木市朗